

令和7年（2025年）9月1日  
厚生委員会資料  
地域支えあい推進部地域活動推進課

## 第二次中野区再犯防止推進計画の策定について

第二次中野区再犯防止推進計画（案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果を踏まえ、第二次中野区再犯防止推進計画を策定したので、以下のとおり報告する。

### 1 パブリック・コメント手続の実施結果について

#### （1）意見募集期間

令和7年6月23日（月）から7月14日（月）

#### （2）意見提出者

なし

### 2 第二次中野区再犯防止推進計画（案）からの変更点

パブリック・コメント手続の意見による変更点はなし。

※誤字・表の誤りについて訂正あり。

### 3 第二次中野区再犯防止推進計画

別添のとおり

# 第二次中野区 再犯防止推進計画

令和7年度～令和11年度



令和7年(2025年)8月

中野区





## 「つながる、はじまる、なかの」

～ 犯罪・非行を生まない地域づくり～

近年、全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割で推移し、中野区においてもほぼ同じ状況となっています。犯罪や非行の背景には、家族や友人、教育、住居、仕事など、人や社会とのつながりが希薄で、社会的な孤独や孤立の状態にあることが要因としてあげられています。

昨今、若者が詐欺事件などに加担する犯罪や、違法薬物・危険ドラッグを常用するケースが増加しており、深刻な社会問題となっています。若者の中には、心の拠り所となる「居場所」がなく、相談相手もいないまま、孤独な環境に置かれ、自身でも気づかぬうちに犯罪や非行に至るケースも多いと聞きます。

こうした潜在的な課題を抱える個人へのアプローチは、容易ではありません。しかし、地域社会全体で取り組むことで、犯罪や非行を未然に防ぐことができると考えています。そして何より、事の良し悪しを判断できる力を育していく必要があります。そのためには、犯罪被害者の心情を加害者だけでなく、加害者、被害者を取り巻く私たちも「我が事」として受け止め、理解し、再犯防止に取り組まなくてはなりません。

このような社会状況を背景に、令和6年4月には「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

中野区では、犯罪をした人が立ち直るために必要な支援を受けることができるよう、国・都・区、保護司をはじめとする協力者の皆様と密接に連携・協力しながら、取組を進めています。また、犯罪・非行の予防を第一に掲げ、生きづらさを抱える人たちの誰もが、地域社会で孤立することなく、必要な支援を受けられる環境づくり、地域づくりを、皆様と共に一歩ずつ着実に進めてまいります。区民の皆様、関係団体・機関の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画は、犯罪をした人だけでなく、区民の皆様、支援者の皆様、そして職員間ににおいても「共通マニュアル」となることを願って策定しました。策定にあたり、聞き取り調査にご協力いただいた関係団体・機関の皆様、そして、意見交換会及びパブリック・コメント手続を通して貴重なご意見をいただいた区民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年(2025年)8月

中野区

酒井直人

# 目次

---

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
<b>第2章 計画策定の背景</b>	2
1. 国・東京都の取組	2
2. 区の取組	3
3. 再犯防止対策における国と地方公共団体の役割	3
4. 第一次再犯防止推進計画からの課題	4
<b>第3章 計画の方針</b>	5
1. 基本理念	5
2. 基本目標	5
3. 計画の進行管理	6
<b>第4章 取組の展開</b>	7
<b>犯罪・非行予防</b>	
1. 非行の防止・学校と連携した修学支援等	7
2. 孤独・孤立対策と連動した取組の推進	11
<b>立ち直り支援</b>	
1. 就労・住居の確保等	22
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 /犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等	29

## 地域づくり

1. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等.....	45
2. 再犯防止のための連携体制の強化等.....	49
3. 新たなまちづくりと連動した地域づくり.....	52

## 資料編 ..... 59

1. 再犯防止推進法(概要) .....	59
2. 孤独・孤立対策推進法（概要） .....	61
3. 重層的支援体制整備事業（概要） .....	62
4. 中野区犯罪被害者等支援条例 .....	63
5. 住宅セーフティネット法（概要） .....	64
支援窓口一覧 .....	65

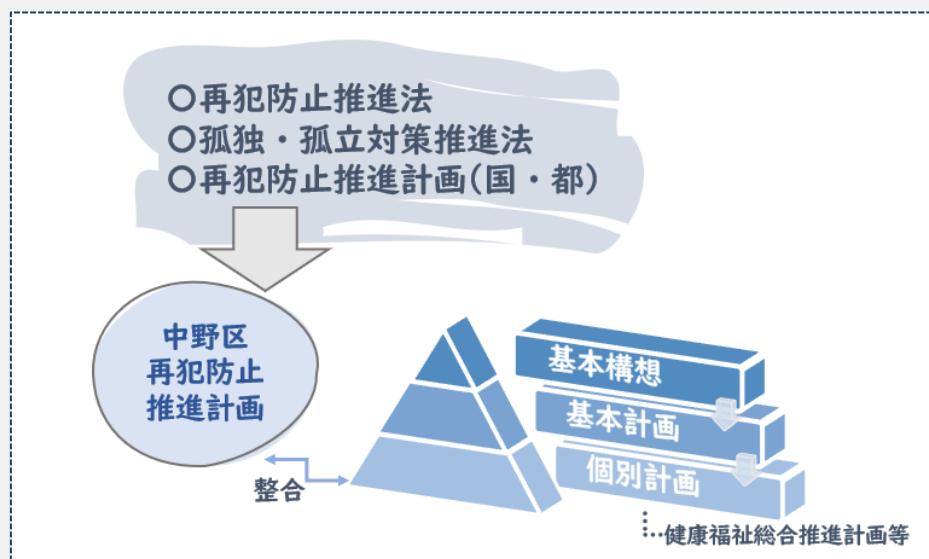
# 第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

## Ⅰ 計画の目的

誰もが安全・安心に暮らし続けることができる社会の実現は、全ての人の願いです。中野区としては、①孤独・孤立対策、②犯罪・非行予防対策、③再犯防止、更生保護につながる取組を一体的に推進することで、その実現に寄与することを目的とし、本計画を作成しました。そのため、本計画は犯罪をした人等のみならず、広く区民のための計画として策定しています。課題ごとの主な取組は、犯罪をしたか否かを問わず、広く区民を対象に提供している各種サービス等の充実とアクセス改善です。今後、再犯防止の観点から、政策として必要性が求められる取組については、国・都とともに検討を進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として、国の第二次再犯防止推進計画及び第二次東京都再犯防止推進計画を勘案し、孤独・孤立対策推進法との連動により、再犯防止、犯罪・非行防止の取組を推進します。



## 3 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間

# 第2章 計画策定の背景

## I 国・東京都の取組

再犯防止推進法(平成28年12月施行)に基づき、国は平成29年12月に再犯防止推進計画を策定しました。都においては、再犯防止推進計画の策定に関する努力義務のもと、国に続いて令和元年に第一次再犯防止推進計画を策定しました。その後、国は令和5年3月に第二次再犯防止推進計画を策定し、都は国の再犯防止推進計画に掲げられた「5つの基本方針」を踏まえ、令和6年3月に第二次東京都再犯防止推進計画を策定しています。

### 【国の基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者とともに歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされ、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### 【都の基本方針】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の強化等

## 2 区の取組

すべての区民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進展させるためには、再犯防止推進と犯罪被害者等支援、双方の取組が大切です。そのため、犯罪・非行の予防に主軸を置き、日常生活の中で、犯罪・非行に至りうる生きづらさの事例について「我が事」として心から理解してもらうことが重要です。また、孤独・孤立化を背景とする犯罪・非行が生まれないよう対策を推進し、早期に適切な福祉等の支援につながるような体制づくり・地域づくりに取り組んでいきます。



## 3 再犯防止対策における国と地方公共団体の役割

区

- 保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした人等(特に、サービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者)が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、**適切にサービスを提供**するよう務める。
- 立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる**地域社会づくりを担うこと**が期待されている。



都

- 市区町村の実情を踏まえ、再犯の防止等に関する取組が円滑に行えるように、**市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築**に務める。
- 犯罪をした人等に対する支援のうち、**市区町村が単独で実施することが困難と考えられる支援**(就労・住居、罪種・特性に応じた専門的な支援)について、**地域の実情に応じた実施**に務める。

国

- 各機関の権限に応じ、刑事司法手続きの枠組において、**犯罪をした人等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援**に務める。
- 専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じる他、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行い、**地域における関係機関等による支援ネットワークの構築**を推進する。

出典：法務省(第二次再犯防止推進計画)

## 4 第一次再犯防止推進計画からの課題

### 行政

#### 支援を要する人の中に、刑余者も含まれる認識が必要である

- 刑余者が特定できないため、支援対象者がわからない、アプローチできない
- 対応した区民が、犯罪をしたかどうかわからない
- 刑余者の実態把握ができていないため、適切な支援が何かがわからない
- 刑余者が、支援につながった件数など、データによる分析ができない

### 保護司

#### 行政他、地域の協力者とさらにつながる必要がある

- 刑余者を適切な支援先につなげられているか、不安感がある
- 行政サービス、地域の協力者を知らない(知る機会がない)
- 個人情報の守秘義務があるため、容易く他人に相談できない(孤独感)
- 刑余者と向き合うことに、身の危険を感じることもある(成り手不足につながる)

### 刑余者(犯罪をした人等)

#### SOSを出しづらく、孤独になる傾向にある

- 犯罪歴を知られてしまうことを懸念し、地域でも、人と関わることを避ける
- 自身の想いをうまく伝えられない傾向がある(精神疾患、人との距離感がとれない等)
- 社会的な孤立(居場所がない、就職先がない、住居がない)に置かれる傾向にある
- 初犯時に、適切な支援につながっていなかった(解決しなかった)ケースが考えられる
- 早い段階で、福祉的支援が必要である
- 行政の窓口は、ハードルが高いと感じている

### 区民

#### 自分の生活に犯罪は無関係と考える傾向にある

- 犯罪というものが、自分には「関係ない」と感じる
- 身边に刑余者がいることに不安を抱く
- “社会を明るくする運動”等、更生保護活動を知らない



#### 犯罪・非行、負のスパイラルの解消

### 行政

相談窓口の明確化／刑余者も支援対象者であることの認識・意識付け  
全区民にリーチできる方法の検討

### 保護司

地域でのコミュニケーション作り／行政との密なつながり

### 刑余者(犯罪をした人等) 区民

犯罪事例をとおし、犯罪被害者等の心情を我が事と捉え、犯罪を起こさない・起こさせない意識を持つ

# 第3章 計画の方針

## I 基本理念

### 誰一人も 加害者にさせない・ならない地域づくり

孤独・孤立対策、犯罪被害者等支援と連動し、犯罪・非行を生まない地域づくりに取り組みます。



## 2 基本目標

再犯防止推進法、これに基づく国と東京都の再犯防止推進計画に掲げる基本方針と重点課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、以下の基本目標を掲げ、取組を進めていきます。



### 基本目標Ⅰ 犯罪・非行予防

- 犯罪被害者等の心情を受け止め、犯罪が二度と繰り返されないことの必要性を共通認識とするための体制を整備します。
- 犯罪につながる要因に対応できる支援の充実や支援機関のネットワークを強化します。
- 児童、生徒や若者の非行を未然に防ぐ環境づくりのために、様々な角度からの相談を受けられる支援体制を構築します。
- 社会的な孤独・孤立を生まない、SOSが出しやすい地域環境づくりのために、孤独・孤立対策を推進します。



## 基本目標2 立ち直り支援

- 犯罪をした人等が、被害者等の心情を理解し、犯罪の責任を自覚することで、社会復帰に向けた自発的な行動を促していきます。(心情等聴取・伝達制度の活用)
- 更生保護に資する福祉サービス情報を、多様な方法で提供していきます。
- 犯罪をした人等の社会復帰を円滑に進められる体制を整備していきます。
- 犯罪をした人等が、保護司とつながりがある状況で、福祉サービスにつながれるような仕組みや体制づくりを検討します。(犯罪・非行を繰り返さないための息の長い支援)



## 基本目標3 地域づくり

- 地域における多様な居場所づくりを支援し、地域住民が交流できる場を整備します。
- 地域での更生保護活動等、民間支援者による活動を支援します。
- 保護司の更生保護活動がしやすい環境を整備します。
- 犯罪・非行予防、再犯防止の支援者や協力者間のネットワークを強化していきます。
- 民間事業者の協力を得ながら地域全体で犯罪・非行予防、再犯防止推進に取り組む体制をつくります。



### 【更生保護活動】

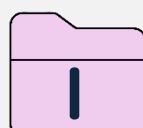
犯罪をした人等や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯・再非行をなくし、改善更生を助けることで個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

## 3 計画の進行管理

本計画に掲げる取組について、定期的に進捗状況や現状を把握します。有識者、関係部署や関係団体で構成する会議体を設置し、国、都、他関係機関、関係団体の動向や社会状況等を確認しあいながら、次期の計画においての取組内容の検討を行います。

## 第4章 取組の展開

# 犯罪・非行予防



## Ⅰ 非行の防止・学校と連携した修学支援等



学校・家庭・地域の連携により子どもたちを見守り、指導・支援する取組

### 現状と課題

中野区における令和5年の非行少年は67人で、令和元年(2019年)の111人をピークに減少傾向にあります。

かつてと比べて児童・生徒の非行が減っています。しかし、インターネットやスマートフォンの利用が低年齢化するなか、大人の知らないところで、子どもがネット上における誹謗・中傷の被害者、または加害者になりえる可能性が高まっています。またSNS等を利用して実行者を募集する闇バイト等の特殊な犯罪に、中高生のうちから巻き込まれる危険性が高まっています。子どもたちの安心・安全な環境を守るために、新たな課題への対応が急がれています。

これまで微減傾向であった不登校児童・生徒数が5年ほど前から増加に転じています。虐待など家庭環境の問題に係るスクールソーシャルワーカーへの相談件数も増えています。

こうした状況の中、児童・生徒が自分に自信を持って困難を乗り越え、健全に成長していくために、学校・家庭・地域が連携し、子ども自身や家族が抱える特性や背景などを理解し、状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。

中野区では、非行を生まない社会づくり連絡会による中学生意見発表会や春・秋の農業体験が開催され、青少年を取り巻く区内関係団体の横の連携が構築されています。

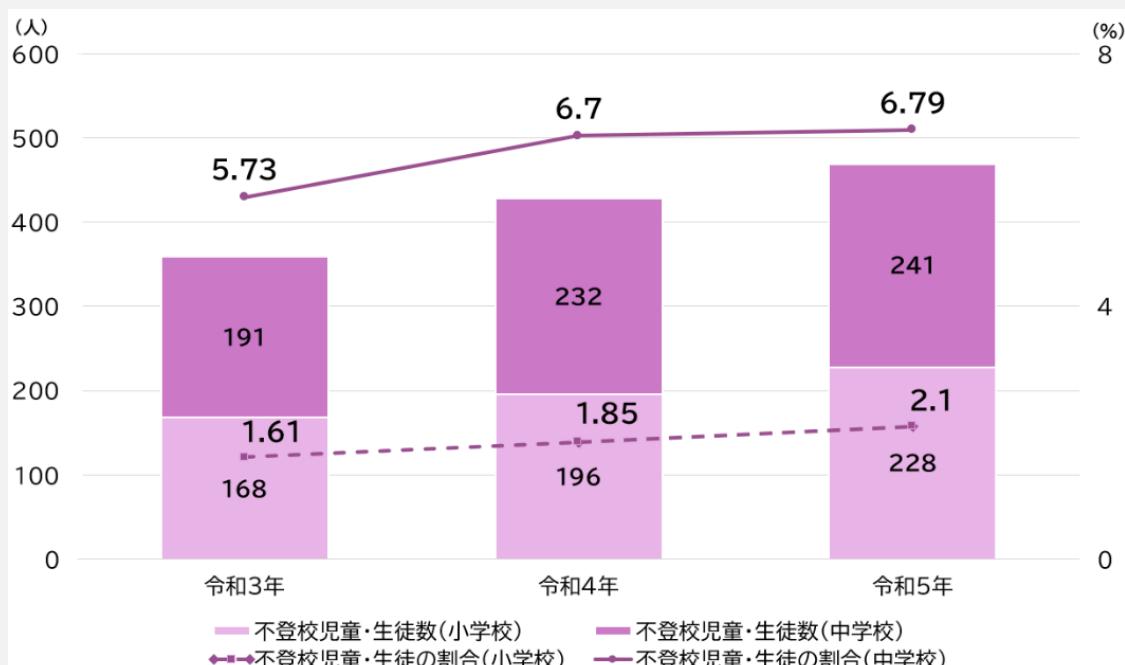


### 【中野区非行を生まない社会づくり連絡会】

区内における青少年の非行防止のため、青少年に関する施策に関わる公的機関、各種団体等が相互に連携し、効果的な青少年の非行防止及び健全育成事業を推進することを目的としています。

区、警察署他、町会連合会、商店街連合会、区内小中高等学校、保護司会、更生保護女性会等、青少年育成に携わる42団体で構成されています。

## 不登校児童・生徒数（中野区）



出典：中野区資料

### 施策の内容

#### ① 犯罪・非行の防止のための子どもたちへの指導・支援

- 区立小中学にスクールカウンセラーを派遣するとともに、心の教室相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童・生徒や保護者のための教育相談を行います。また、中学校区には、豊富な専門知識と実務経験を持つスクールカウンセラーを配置し、心の教室相談員との連携を強化することで、相談体制をより充実させます。

【指導室】

- 不登校や家庭的な課題を抱える児童・生徒や保護者に対して、スクールソーシャルワーカーを家庭や学校に派遣し、それぞれの課題に寄り添った支援を行います。また、必要に応じて、みらいステップなかの内において、児童相談所と連携した支援のあり方を検討します。

【指導室】

- 区立小中学校の児童・生徒を対象にセーフティ教室を実施しています。その中で薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用対策の充実を図ります。

【指導室】

- 18歳未満の子どもとその家族に関するあらゆる相談を受け付け、必要に応じて関係機関につなげる総合相談や、義務教育終了後から39歳までの若者とその家族に関する様々な相談を受け付ける若者相談など、相談支援体制を推進します。



【子ども・若者相談課】

- 警察署との連携を密にし、最新の犯罪情勢及び社会情勢の変化に伴う非行の傾向と対策を把握し、区の子ども若者支援等の取組を支援していきます。

【防災危機管理課】

## ② 子どもたちの立ち直りの支援

- 若い世代に再犯防止、非行予防の必要性の理解を促進するため、“社会を明るくする運動”を通し、身近な更生保護活動の事例をわかりやすく伝えていきます。

【地域活動推進課】

- 非行をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、子ども・若者支援地域協議会の活用により、子ども自身や家族の抱える困難を理解し、地域の関係機関と連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。

【子ども・若者相談課】

- 18歳未満の子どもとその家族に関するあらゆる相談を受け付け、必要に応じて関係機関につなげる総合相談や、義務教育終了後から39歳までの若者とその家族に関する様々な相談を受け付ける若者相談など、相談支援体制を推進します。(再掲)

【子ども・若者相談課】

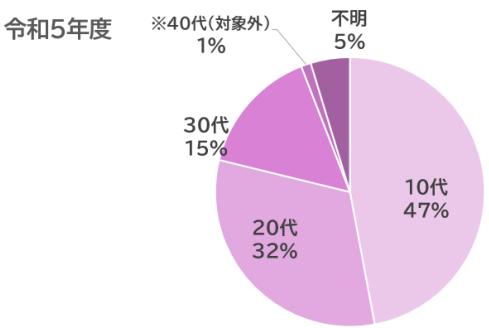


## 子ども・若者支援センター 若者相談件数・相談者年齢・相談内容

### ①若者相談件数

令和4年度	56
令和5年度	85

令和5年度

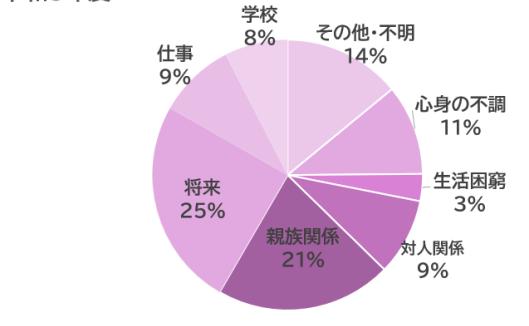


### ②相談者年齢

	10代	20代	30代	※40代～(対象外)	不明
令和4年度	18	26	7	1	4
令和5年度	40	27	13	1	4

### ③相談内容(複数回答)

令和5年度



	その他・不明	心身の不調	生活困窮	対人関係	親族関係	将来	仕事	学校	計
令和4年度	17	13	5	16	20	20	14	8	113
令和5年度	26	20	6	17	39	46	17	14	185

出典:中野区資料

注1 子ども・若者支援センターでは、  
若者の困りごとなどの相談を受け付けています。

### ③ 課題を抱える子どもたちのための学習支援活動や居場所づくりの支援

- 様々な課題を抱える子どもたちを対象とした学習支援を、年間を通じて実施します。また、無料塾や居場所づくりなどに取り組むNPOの活動を支援するなど、多様な学習支援の場や居場所づくりを進めます。

【子育て支援課】

## 2

# 孤独・孤立対策と連動した取組の推進

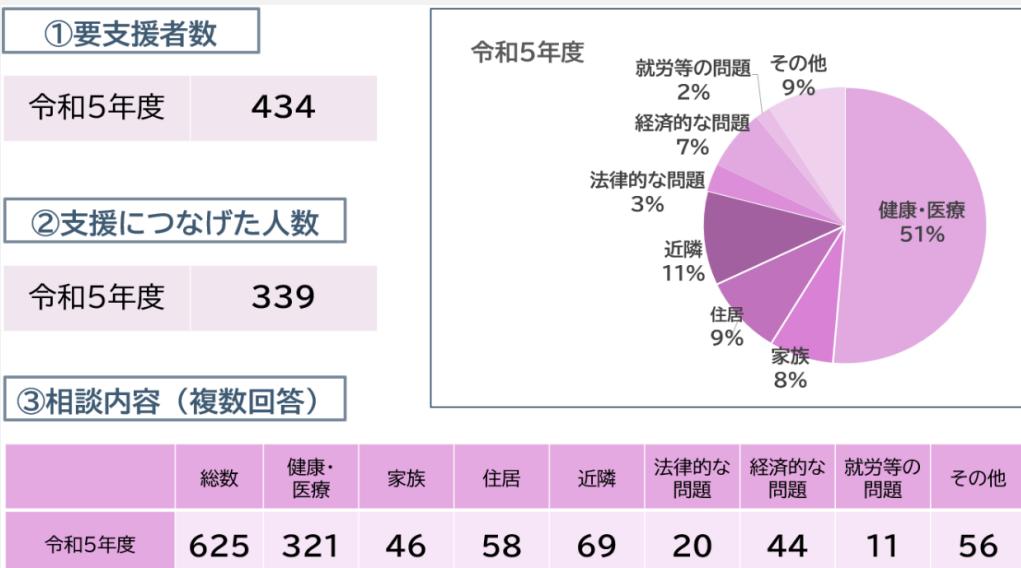


## 誰一人取り残さない地域共生社会を目指す取組

### 現状と課題

区では団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据え、誰もが住み慣れた中野区で尊厳を持って自分らしく暮らし続けられるよう、中野区版の地域包括ケアシステムの構築を目指してきました。特に、地域の保健福祉の相談拠点である「すこやか福祉センター」と、区民の気軽な相談窓口である「区民活動センター」の職員が「アウトリーチチーム」を組み、地域の相談支援体制の整備に取り組んでいます。

#### アウトリーチチームによる相談件数と種類



出典：中野区資料

#### すこやか福祉センター とは

総合的な支援をするための身近な相談窓口・地域における支えあい活動の推進のための拠点施設として事業を開設しており、その一環としてこども、高齢者、障害のある方、妊娠婦など、誰もが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるように、アウトリーチ活動を積極的に進めています。

（月～土 8:30～17:00）  
詳しくは区HPをご覧ください。

#### <電話番号>

中部：03-3367-7788  
北部：03-3389-4321  
南部：03-3382-1750  
鷺宮：03-3336-7111

中野区の人口は 2025 年 1 月 1 日時点で 341,332 人となっており、20 代 30 代の転出入が多いことが一つの特徴となっています。また、65 歳以上の高齢者人口は、全人口比の 19.6% ではありますが、75 歳以上の後期高齢者人口は人口比 11.4% と増加傾向になっています。

今後の区の将来人口推計では、令和 17 年頃に約 35.2 万人でピークを迎え、その後は減少に転じています。令和 2 年の老人人口(65 歳～)割合は 20.3% だったものの、令和 32 年には 3 人に 1 人が高齢者となり、年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)の人口割合は緩やかに減少していきます。

これまで、区では地域包括ケアシステムを構築するために、町会や民生委員、保護司、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、警察署、消防署等といった様々な地域団体との連携を図ってきました。団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年に向けて、更に地域包括ケアシステムを深化させ、孤独・孤立対策に取り組む必要があります。

また、複雑な生きづらさが犯罪や非行の背景にあり、社会的孤立や孤独により生きづらさが深刻化し、再犯を誘発させてしまう現実に鑑み、犯罪をした人等を排除せず、早期に適切な福祉等支援につながるような体制づくり・地域づくりに取り組むとともに、区民をはじめ、職員、企業等にも犯罪・非行予防の必要性について「我が事」として心から理解してもらうことが重要です。

## 施策の内容

### ① 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会を目指す取組

- 「孤独・孤立フォーラム」等、幅広い層に向けイベントを開催し、支援対象やサービス需要について把握します。

【地域包括ケア推進課】

- 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備に向け、行政相談窓口他、様々な相談先について区ホームページでわかりやすく案内します。

【地域活動推進課】

- 区は、「非行防止・再犯防止支援ガイドブック」(都は、非行少年や犯罪をした人等が、地域社会の中で孤立せずに社会復帰していくために、立ち直り支援に携わる支援者の支援力の向上や、支援者間のネットワークづくりの基礎となるガイドブックを作成、都内保護司関係機関に配布)を、広く区民にも周知していきます。

【地域活動推進課】



## ② 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる取組

- 社会的孤立などの課題を抱えているなど支援が必要なすべての人に対し、アウトリーチ活動等による相談支援体制を強化します。

【地域包括ケア推進課】

### アウトリーチチームが対応して適切な支援につなげた要支援者数等

	把握している 要支援者数	(内)支援に つなげた人数
令和3年度	476	403
令和4年度	551	468
令和5年度	434	339

出典：中野区資料

- 区ホームページなどを活用し、東京都若者総合相談センター(若ナビα)や東京都立職業能力開発センターにおける就職に向けた支援、東京しごとセンター、TOKYOチャレンジネットにおける取組などの情報提供を行います。

【生活援護課】



#### 【東京都若者総合相談センター（若ナビα）】

若者やその家族が抱える様々な悩みに対する総合相談窓口として、東京都内にある専門の窓口や支援機関等へつないだり、情報提供を行ったりしています。

#### 【東京しごとセンター】

雇用や就業を支援するために東京都が設置した、仕事に関するワンストップサービスセンターです。

#### 【TOKYOチャレンジネット】

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する人や離職者等に対する、東京都が設置するサポートセンターです。

- 犯罪や非行に関連して生きづらさを抱えている本人やその家族、支援者から、専門の職員が困りごとや悩みを聴き、相談内容に応じたアドバイスや関係機関とのネットワークを活用した支援の紹介や調整を行う、犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」を広く周知していきます。

【地域活動推進課】



### 【りすたぼ】

一人ひとりにとっての再出発(リスタート)をサポートするという思いを込めた名称です。地域援助の取組の一環として、各保護観察所に、犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」が設けられました。

## ③ 犯罪被害者等支援と連動した取組

- 犯罪被害に遭った方、またその家族等が穏やかな生活を取り戻せるよう、中野区犯罪被害者等支援条例に基づき、専門窓口での相談・情報提供・助言、警察署等への同行、生活及び経済的支援事業などを実施します。また、相談窓口の周知及び犯罪被害者等の置かれた状況や二次被害などについての理解を促進するため、講演会、パネル展示、警察署と合同の相談会等の普及啓発事業を実施します。

【福祉推進課】

- 刑事施設、少年院、保護観察所において、申出のあった被害者や遺族からその心情等を聴取し、受刑者や保護観察対象者等に伝達するなどの「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」をはじめ、犯罪被害者の回復に資する仕組みについて、犯罪被害者やその家族に周知し、制度利用を支援します。

【福祉推進課】



## ～中野区犯罪被害者等相談支援窓口の仕事～

犯罪被害者等相談支援窓口 相談支援員 稲吉久乃

犯罪被害に遭われた方の支援は、1967年に通り魔殺人でひとり息子さんを亡くされたお父さまが、まだテレビも一般家庭に当たり前に無い時代、新聞やラジオ等で殺人事件があったという記事を目にする度に、全国を訪ね歩いてそのご遺族に働きかけ、家族会を結成したことから始まりました。メールやインターネットなどの無い時代、とても大変な作業だったはずです。それから実に37年も経って多くの被害に遭われた方々の声無き声を集めて、2005年に「犯罪被害者等基本法」ができました。1974年三菱重工ビル爆破事件、1995年地下鉄サリン事件、1999年桶川ストーカー事件や、飲酒ひき逃げ事件などの悪質ドライバーによる交通犯罪というべき事故などから、基本法が出来、刑法の改正なども行われました。全て、被害当事者の署名活動などの運動が元となっています。

犯罪被害者等基本法には、被害に遭われた方が、受けた被害を回復していくまで、途切れない支援をしなさいということが謳われています。法律の中には、国には国の、地方自治体には地方自治体の、国民には国民の責務があるとしています。国には、警察や検察などの司法関係での被害者支援について推進する役割があります。都道府県レベルでは、住宅や総合的な施策の推進が求められます。そして、市区町村には、小さな自治体ならではの取り組みがあります。住民の生活を支えるための支援です。

市区町村には、住民にとって一番近い自治体として、元々様々なサービスがあります。中野区は、犯罪被害に遭われた方の相談に乗り、様々な支援を行うため、2008年4月犯罪被害に遭われた方の相談支援を担う窓口を設置しました。全国的に見ても、自治体の相談支援窓口のモデルはほとんどなく、2006年4月に設置された杉並区、2008年7月に窓口を設置した多摩市と共に自治体における支援について構築してきました。2020年4月には中野区犯罪被害者等支援条例が施行され、支援内容の充実を進めてきました。



(中野区犯罪被害者等相談支援窓口ホームページ)

犯罪被害に遭われた方は、事件の直後は混乱し、自分の置かれた状況を把握することすら難しい状態です。そのような状態の時に、果たして役所の中で正しい窓口に向かうことができるでしょうか？何らかの制度があるということ自体知らない方も多くいらっしゃいます。事件事故で疲れ切っているというのに、役所の中をぐるぐる歩き回ってそういうことの細かい手続きまですることは困難です。最初から諦めてしまう方も多くいらっしゃいます。そうしているうちに、手続きの時期を逸してしまうこともあります。

何がなんだかわからないけれど、警察から呼ばれ、検察から呼ばれ、同じような話をさせられる、具合が悪くなってしまってもどこの医療機関で診てもらえるかという情報もない、被害者参加という制度があるけど、どういうことか全くわからない、弁護士さんの知り合いもいない・・・というのが現状です。混乱状態にある被害後、できるだけ早くしっかりご本人に寄り添う人がぜひとも必要なのです。被害に遭われた方に相談室にいていただき、いくつかの課の担当者に次々来ていただいて、手続きをしていただいたこともありました。被害者が自分で手続きをあれこれ調べて自分で尋ね歩かなくて済むだけでも、ご負担が減ります。

実際の相談支援と両輪で、多くの方に犯罪被害者の置かれる立場を理解していただけるように、講演会や職員向け研修、「ミニ・生命のメッセージ展 in なかの」などを開催しています。

これからも自治体における被害者支援を充実させるために努力を重ねていきたいと思います。

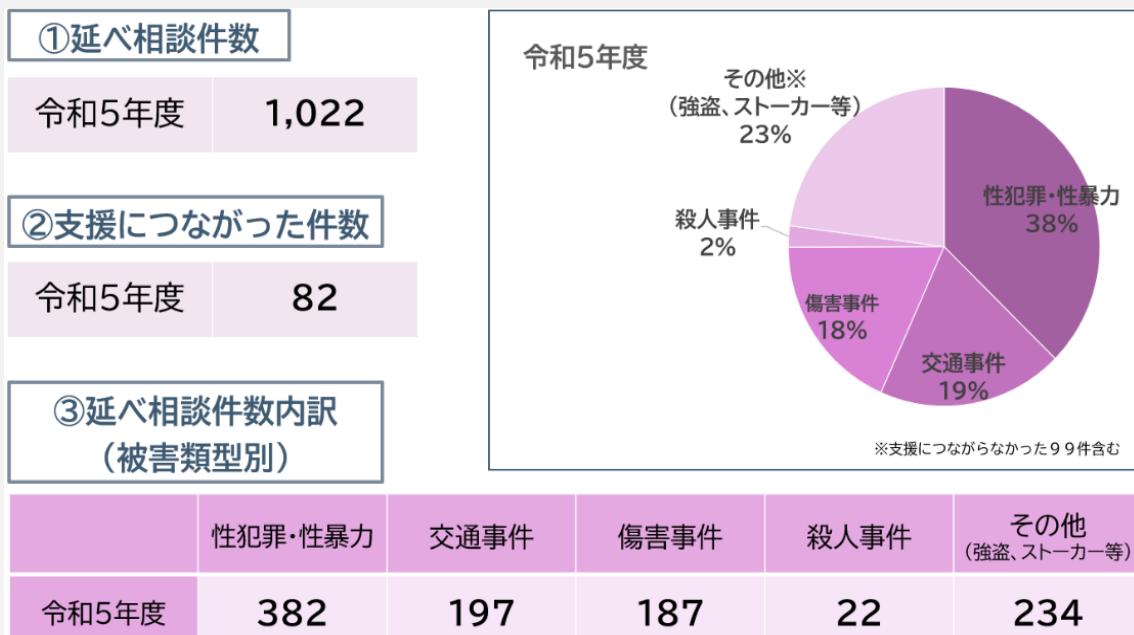


犯罪被害者週間講演会 帝京平成大学の共催



「ミニ・生命のメッセージ展 in なかの」

## 犯罪被害者等相談件数・支援につながった件数



出典：中野区資料

### 犯罪被害者等相談支援窓口 とは

- ・犯罪被害等により生じた不安や問題などのお話を伺い、必要な情報を提供しながら支援していきます。
- ・おひとりで不安な場合、裁判所や病院などへの手続きに同行します。
- ・区役所での必要な手続きについて、ご案内します。
- ・状況やご要望に応じて、関係機関におつなぎします。  
(月～金 8:30～17:00)  
詳しくは区HPをご覧ください。

<電話番号>  
03-3228-5713

- 被害者と加害者の双方の視点から、犯罪被害者等相談支援窓口と中野区保護司会等が連携し、犯罪被害に対する理解促進と犯罪・再犯防止についての普及啓発を行います。

【地域活動推進課 / 福祉推進課】

#### **④ 見守り・交流の場や居場所を確保し、 人と人との「つながり」を実感できる地域を目指す取組**

- 社会的に孤立しないよう安心できる若者の居場所事業を行います。  
【子ども・若者相談課】

- 課題を抱える人やその家族に対し、支援につなげやすい環境を作るため、人と人、人と地域がつながり支えあえるよう、地域の中で属性や世代を問わない居場所づくりに取り組みます。

【地域包括ケア推進課】

- 区民が抱える様々な課題に包括的に対応するため、区民活動センター及びすこやか福祉センター職員でチームを構成し、地域福祉、健康づくり、保健医療の視点を生かした支援を行っています。さらに、令和7年度より地域福祉の専門職、コミュニティーソーシャルワーカーを導入し、支援体制の強化を進めます。

【地域包括ケア推進課】

- 区民が抱える様々な課題を包括的に対応するため、社会福祉協議会や地域の関係機関、活動団体等と連携し、支援の必要な区民を発見し、支援につなげています。地域におけるネットワークづくり、潜在的な課題の発見と解決の取組を進めます。

【地域包括ケア推進課】

#### **⑤ 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細やかな支援 及び官・民・NPO等の連携を強化する取組**

- 中野区地域包括ケア推進パートナーシップ(NIC+)協定を通じ、区SNS等を活用した広報支援や、フィールド提供を行うことで支援します。

【地域包括ケア推進課】

- 「孤独・孤立プラットフォーム」を設置し、関係部署や区内団体に加え、NPO等の参加を促すことでネットワーキングの機会を創出し対話を推進します。

【地域包括ケア推進課】

- 多機関協働事業など重層的支援体制整備事業による庁内連携を軸に推進体制を整備します。

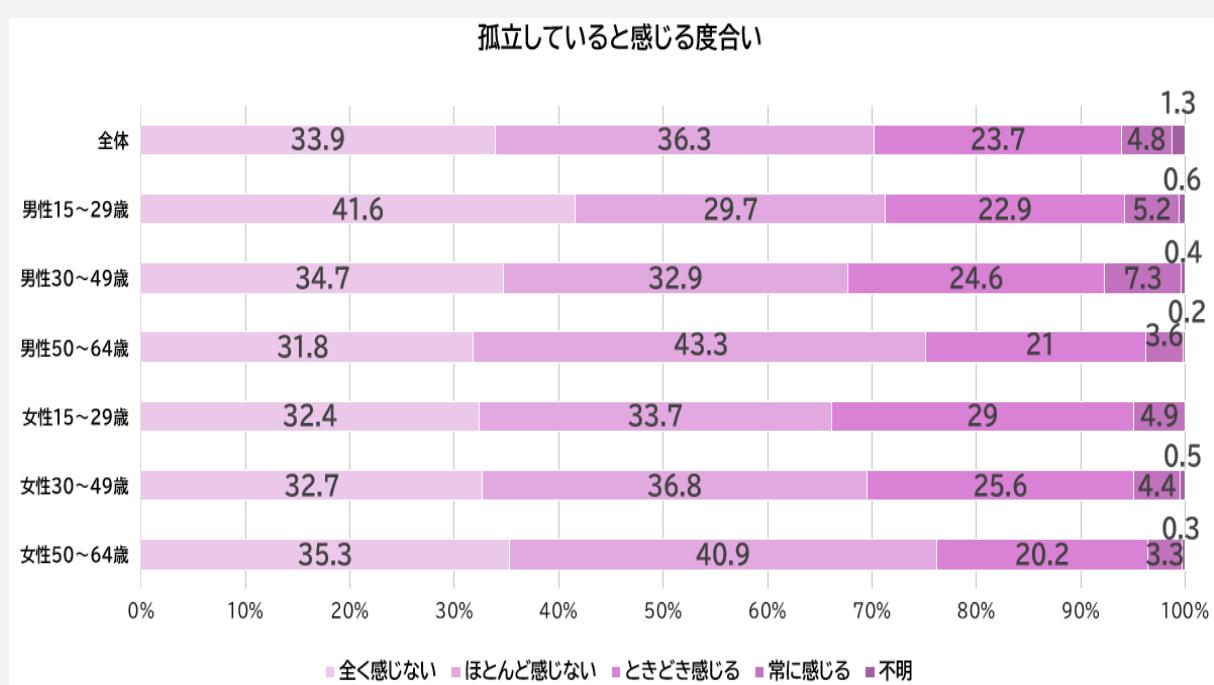
【地域包括ケア推進課】

### 中野区における孤独・孤立対策の取組について

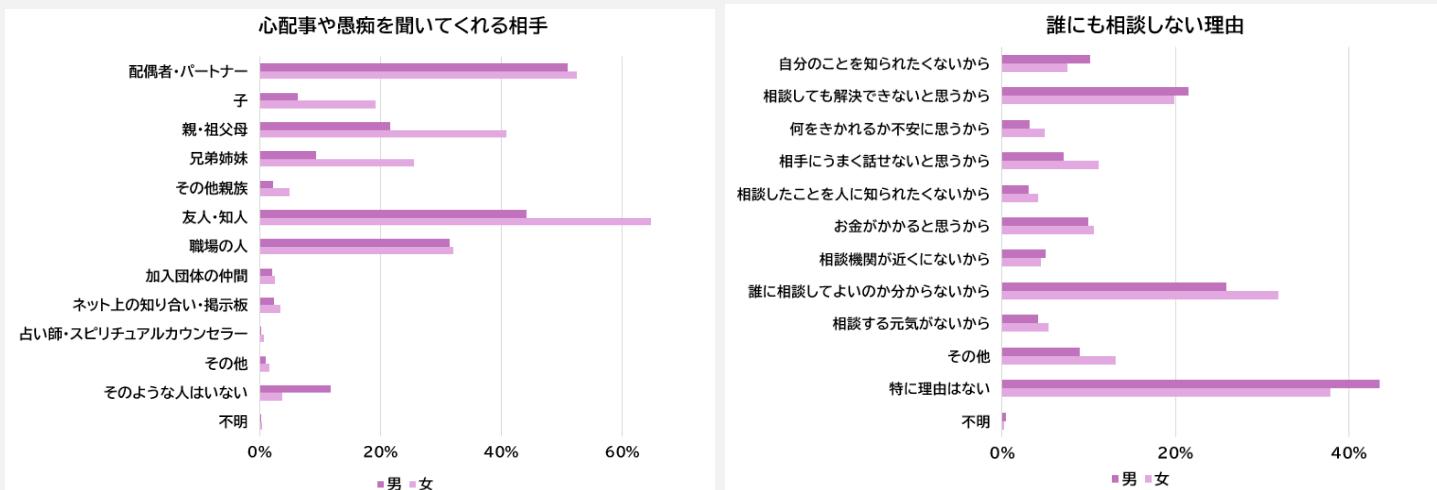
区では、「令和2年度(2020年度)暮らしの状況と意識に関する調査」を、15歳以上64歳以下の区民10,000人を無作為に抽出し実施しました。そこでは、「孤立していると感じる度合い」や「心配事や愚痴を聞いてくれる相手」「誰にも相談しない理由」について調査を行いました。

令和6年1月中野区地域包括ケア推進パートナーシップ(NIC+)協定を新たに創設し、地域包括ケアに資する取組を、民間企業、NPO等と進め、孤独・孤立対策を推進しています。

#### データで分かる孤独・孤立



出典：中野区資料



出典：中野区資料

### 【孤独・孤立対策】

孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、多様なつながりの中で、お互いが支え合い、助け合いながら生きていくことのできる社会を構築していくことが重要であると位置付けられています。社会的に孤立し、不安を感じる方々に、官民や民間同士がそれぞれの垣根を越えてつながりを深め、社会全体で手を差し伸べていきます。

### 【中野区地域包括ケア推進パートナーシップ(NIC+)協定】

区と民間事業者・団体等との連携協力関係を構築し、民間等が自らの資源やノウハウを活用した地域貢献活動及び地域のネットワークへの参加を促進することにより、中野区における地域包括ケア体制の充実を図ることを目的とした官民連携制度です。

#### 「ナカノ・インクルーシブ・ケア・パートナーシップ協定」





## ～社会的孤立を生まない人と人がつながる地域づくり～

中野区社会福祉協議会 会長 吉成 武男

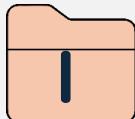
「孤独・孤立対策」が国の基本政策になってから様々な施策が国、自治体で進められています。しかし、それらの施策が私たちの生活の中で認識され、十分に浸透し、住民自らの意識を変えていくことは時間がかかるものと思います。

中野区社会福祉協議会では「社会的孤立を生まない人と人がつながる地域づくり」を基本目標として令和 6 年度に「第 4 次中野区民地域福祉計画」を策定しました。この計画は住民と関係機関・団体により策定された「民間計画」です。都会化されたといわれる中野区においても地域のつながりを作ろうとしている町会・自治会やボランティアグループ、NPO 団体等の様々な活動が多くあります。保護司の皆さんも違う立場でこれらの活動に参加されていることも知っています。これらの地道な活動が「苗床」のように広がることで初めて国・自治体の施策が浸透していくことができるのではないかでしょうか？

また、犯罪をした人など「社会的孤立」に苦しむ方々が地域とつながりを作ることが必要ですが、まずは保護司の皆様と同じように支援者がつながりあうことも大切です。この計画が契機となり、新たなプラットフォームができることに期待しています。ぜひ私共社会福祉協議会も一員として参加させていただきたいと考えています。



# 立ち直り支援



## 就労・住居の確保等



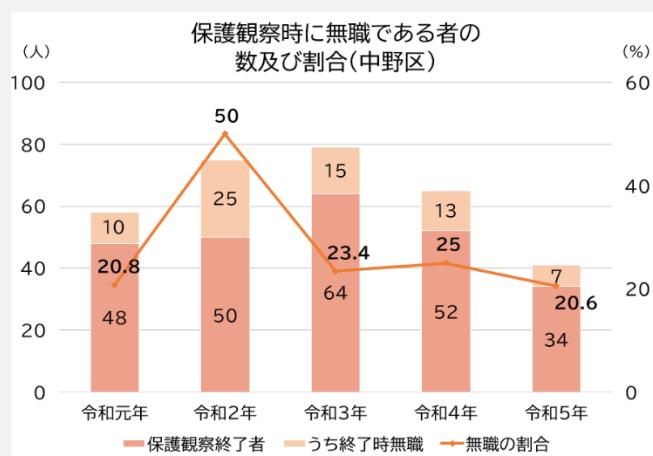
### 就労を支援する取組

#### 現状と課題

就労は安定した生活を送るうえで、重要な基盤となるものです。これは、犯罪をした人等にとっても同じです。仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の約3倍となっています。犯罪をした人等の社会復帰・再犯防止を実現するうえで、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素です。

一般に刑務所出所者等の求職活動は、前科等のため困難が大きく、また、一旦就職しても、基本的なマナーや対人関係の形成に必要な能力が不十分で、職場での人間関係を十分に構築できないといった理由により、早期に離職するなど職場に定着するのに困難を伴う場合が多くあります。

刑務所出所者等の就労確保のため、国は矯正施設、保護観察所やハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」とともに、保護観察所が、民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」により、きめ細やかな就労支援策を実施しています。しかし、中野区における令和5年(2023年)の保護観察終了者に占める無職者率は20.6%で、就労支援の取組の一層の充実が求められています。



出典:東京保護観察所提供資料

注1 協力雇用主は各年10月1日現在の登録数

出典:東京保護観察所提供資料

注1 家事従事者、定収入のある無職者及び不詳のものを除く。



### 【矯正施設】

犯罪をした人等や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設です。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所があります。

### 【協力雇用主】

犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々をいいます。

### 【保護観察】

犯罪をした人等又は非行のある少年が、実社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。

保護観察の対象者は、裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され、保護観察に付された人、刑事施設からの仮釈放を許された人、少年院からの仮退院を許された少年、家庭裁判所で保護観察に付された少年です。

### 【保護観察所】

地方裁判所の所在地ごとに設置される法務省の地方支分部局で、保護観察など更生保護の第一線の実施機関です。保護観察官が配置されています。犯罪被害者等の方々のための相談・支援窓口等もあります。

## 施策の内容

### ① 就労のための相談・支援

- 生活困窮者を対象に、経済的な困りごとと合わせて、就労支援や生活上の様々な不安や悩みを抱える方のための自立相談支援機関(中野くらしサポート)です。課題を整理し、利用できる制度の案内や関係機関と連携しながら課題の解決に向け、自立のための支援を行います。

【生活援護課】



### 【中野くらしサポート】

中野区くらしサポートは、生活困窮者を対象に、経済的な困りごととあわせて、就労支援や生活上の様々な不安や悩みを抱える方のための相談窓口です。課題を整理し、利用できる制度の案内や関係機関と連携しながら課題の解決に向け、自立のための支援を行います。

## ② 安定的な生活に向けた支援

- 経済的に困窮する区民に対し、生活保護法に基づき必要な自立に向けた支援を行います。

【生活援護課】

自立相談支援事業（新規相談件数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数	688	4,816	1,514	1,165	841

出典：中野区資料

就労支援につながった件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援者数	376	466	456	404	320

出典：中野区資料

## ③ 犯罪をした人等を雇用する企業への支援制度の理解促進

- 保護観察所等と連携し、区内事業者等に対して、犯罪をした人等の雇用促進の必要性、積極的に雇用を受け入れる協力雇用主や受刑者等採用相談窓口（コレワーク）について、広く情報提供を行うと同時に、情報提供の仕組みを整えていきます。

【地域活動推進課】



### 【コレワーク】

法務省が設置する矯正就労支援情報センター室の通称名です。刑務所出身者等の再犯防止に向けた就労支援の一環として、コレワークでは、事業主の方が刑務所出身者等を雇用するための各種サポートを行っています。

コレワーク関東（関東矯正管区 矯正就労支援情報センター室）



0120-29-5089 (10:00~17:00) 平日のみ

- 産業振興センターでのチラシ配布やホームページ等を活用し、区内事業者へ法務省保護局での取組に関する周知を図ります。

### 【産業振興課】



- 矯正協会による刑務所作業製品「CAPIC(キャピック)」の展示販売の趣旨が受刑者の円滑な社会復帰支援の一環であることや、売り上げの一部を犯罪被害者支援団体の活動に助成していることを区民に周知し活動の理解を深めていきます。中野区には旧中野刑務所の隣接地に矯正会館があります。

### 【地域活動推進課】



展示販売会の様子

#### 【矯正協会】

公益財団法人矯正協会は矯正や刑事政策に関する調査・研究などの他、刑務所作業製品の販売事業も行っています。

刑務所作業への理解を深め、再犯防止推進の普及啓発を目的として、刑務所作業製品の即売会を同協会と共に実施します。売り上げの一部は、犯罪被害者支援団体の活動支援に活用されます。

### ③ 関係機関・団体との連携

- 保護観察所等の更生保護に係る関係機関と連携し、障害者や生活困窮者向けの就労支援事業者や居住支援法人等に対して、犯罪をした人等の社会復帰を支援することの必要性など理解促進を図ります。

### 【地域活動推進課】

- 更生保護施設や保護観察所、都の活動と連動し、更生保護活動への理解促進を図ります。

【地域活動推進課】

## 住居の確保を支援する取組

### 現状と課題

適切な住居の確保は、地域社会において安定した社会生活を送るうえで大前提となります。これは、犯罪をした人等にとっても再犯を防止するうえで最も重要といえます。

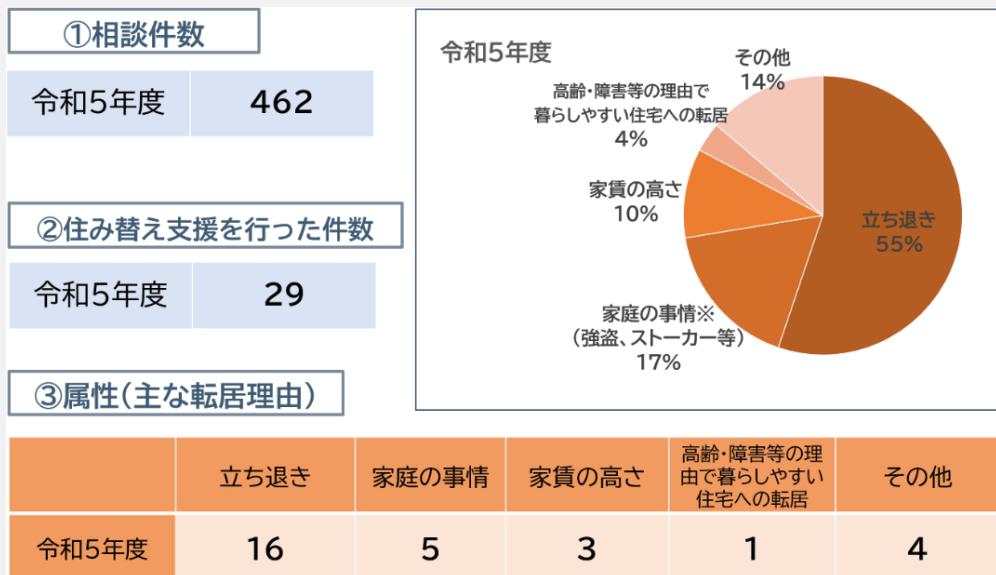
刑務所満期出所者の約4割強は、住居が確保されないまま刑務所を出所している状況です。住居が確保されていない場合、再犯に至るまでの期間は住居が確保されている場合と比較して短くなっていることが明らかになっています。

親族のもとへ帰住できない人の割合も増加傾向にあります。更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れを進める必要があり、自立準備ホームは、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として、各施設の特色に応じたさらなる活用が求められています。

更生保護施設では、宿泊提供支援だけでなく、薬物依存者をはじめとする立ち直りに困難を抱える犯罪をした人等に対する支援や地域生活への移行支援が求められ、その役割が急激に拡大し、福祉的な支援機能の強化が必要となっています。

民間賃貸住宅の契約についても、不動産賃貸契約における保証会社の審査が通らないケースが多く、まずは、大家が安心して賃貸住宅を提供できる環境整備も喫緊の課題となっています。こういった理由より、犯罪をした人等は、住宅セーフティネット法において住宅確保要配慮者として位置付けられています。東京都が設置する「東京都地域生活定着支援センター」は、高齢又は障害のために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び対象者に対し、区や関係機関と連携・協働しながら、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域での生活への定着を支援しています。

## 居住に係る相談件数及び住宅課が住み替え支援を行った件数（属性別）



出典：中野区資料

### 施策の内容

#### ① 都営住宅や住宅セーフティネット制度の活用

- 都営住宅への優先入居制度(抽選倍率の優遇や住宅困窮度の点数化)を活用し、住宅に困窮する低所得者の中でも特に困窮度が高い高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、著しく所得が低い世帯などの住居の確保を支援します。

【住宅課】

- 保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅等の普及を促進します。

【住宅課】

- 民間賃貸住宅のオーナーや不動産店に対して、普及啓発をするとともに、セーフティネット住宅に関する居住支援制度等の情報提供を行います。

【住宅課】



### 【住宅セーフティネット制度】

住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、災害被災者、刑務所出所者等)が安心して住まいを確保できるよう、賃貸住宅の登録制度や改修費補助、居住支援などを行う国の制度です。



### 【居住支援法人】

改正住宅セーフティネット法(平成29年10月25日施行)に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。

## ② 更生保護施設との連携

- 更生保護施設「敬和園」に住居を移す対象者に対して、受付時に円滑な対応ができるよう、受付時の連携体制を整備します。

【戸籍住民課】

- 更生保護施設への理解を促進するため、区ホームページに再犯防止推進のページを設け、更生保護施設の役割等について、広く情報提供を行います。また、更生保護施設が必要とする行政サービスについて意見交換をするなど連携した取り組みを進めます。

【地域活動推進課】



### 【更生保護施設】

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対し、一定の期間、宿泊場所や食事の提供はもとより、対人関係を円滑にしたり問題を改善する教育プログラムなどにより自立を援助する施設です。中野区内には、東京都更生保護協会が設置・運営する敬和園があります。

なお令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により、更生保護事業法等の一部改正が令和5年12月に施行され、刑事司法手続の入口から出口、地域に至るまで包括的な支援を提供し、再犯防止・社会復帰を図り、更生保護事業の一層の推進が期待されています。

## 2

# 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

/犯罪をした人等の特性に応じた

効果的な支援等



## 属性ごとの支援メニューの検討

### 現状と課題

再犯防止のための支援等を効果的に行うためには、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を把握したうえで、適切な支援を継続的に働きかけることが重要です。

「令和5年版犯罪白書」によると、刑法犯検挙人員に占める65歳以上の高齢者の割合が年々上昇し、令和4年(2022年)は23.1%で、各年齢層のなかで最も高くなっています。刑務所等から出所した人が出所後2年以内に再入所する割合も、他の年齢層に比べて高い状況です。また、知的障害のある出所者についても、再犯に至るまでの期間が短い傾向にあります。

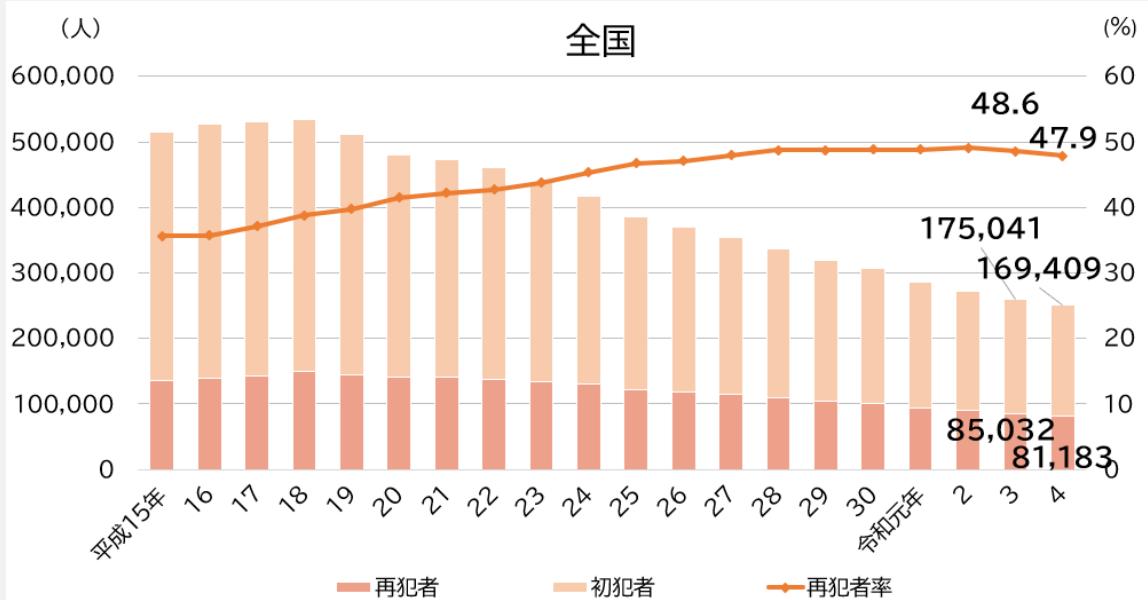
高齢者の刑法犯検挙人員の約7割は窃盗で、その多くは万引きです。特に女性高齢者の場合は9割が窃盗で、その約8割が万引きによるものです。

矯正施設に収容されている高齢者や障害者については、帰るべき適当な住居がない場合や出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要がある場合は「地域生活定着促進事業」による特別調整(出口支援)が実施されています。しかし、対象者が支援を希望しないなど、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所し、再び犯罪を繰り返す状況もあります。また、高齢者や障害者など、早期に必要な福祉的支援に結びつけることが再犯防止に効果的と認められる起訴猶予者等について検察庁や保護観察所で刑事司法の入口段階で福祉サービス等の調整を行う取組(入口支援)を実施しています。今後、その効果的な実施が期待されています。

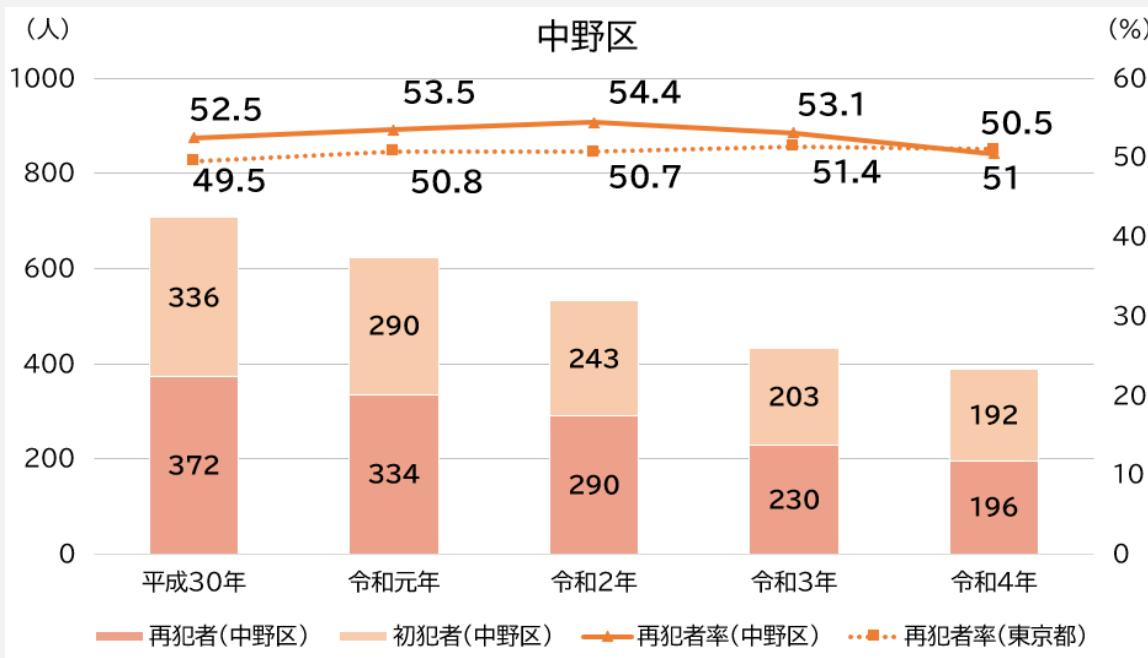
国は、再犯を防ぐため、犯罪をした人等のうち、少年・若年者、様々な課題を抱える女性、発達の課題など、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援を充実するとともに、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導・支援等を推進しています。

区は、国の取組を踏まえ、関係機関と連携・協力を密にしながら、複雑な課題に配慮し、効果的な支援を行うことが求められています。

### 令和4年 刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率(全国・中野区)



出典:令和5年版犯罪白書

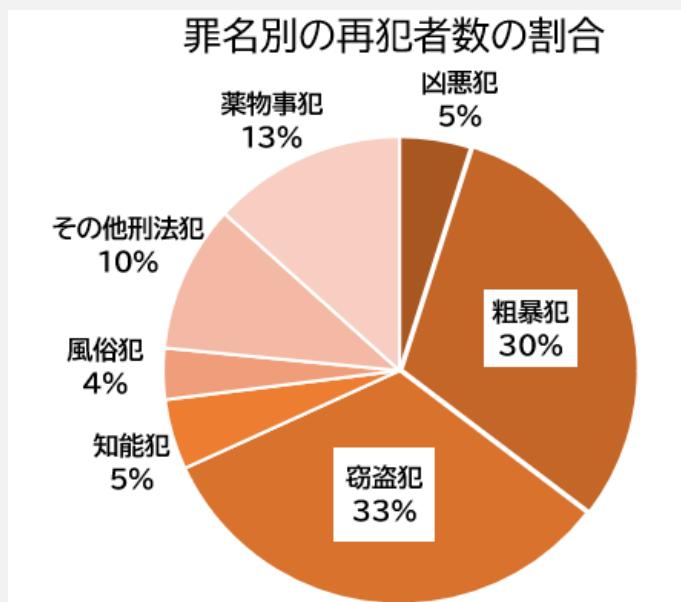
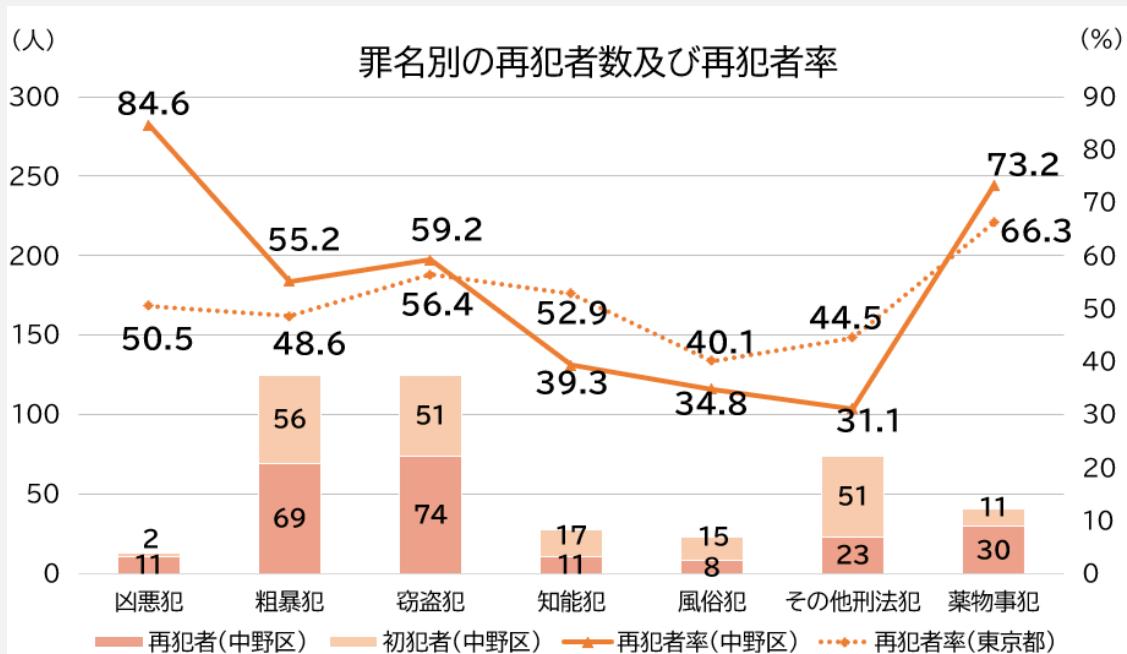


出典:法務省矯正局提供資料

注1 20歳以上の検挙者数のみで、少年の検挙者は含まない。

注2 中野区内警察署(中野署、野方署)が取り扱った件数である。

## 令和4年 罪名別の再犯者数及び再犯者率（中野区）



【罪名種別】

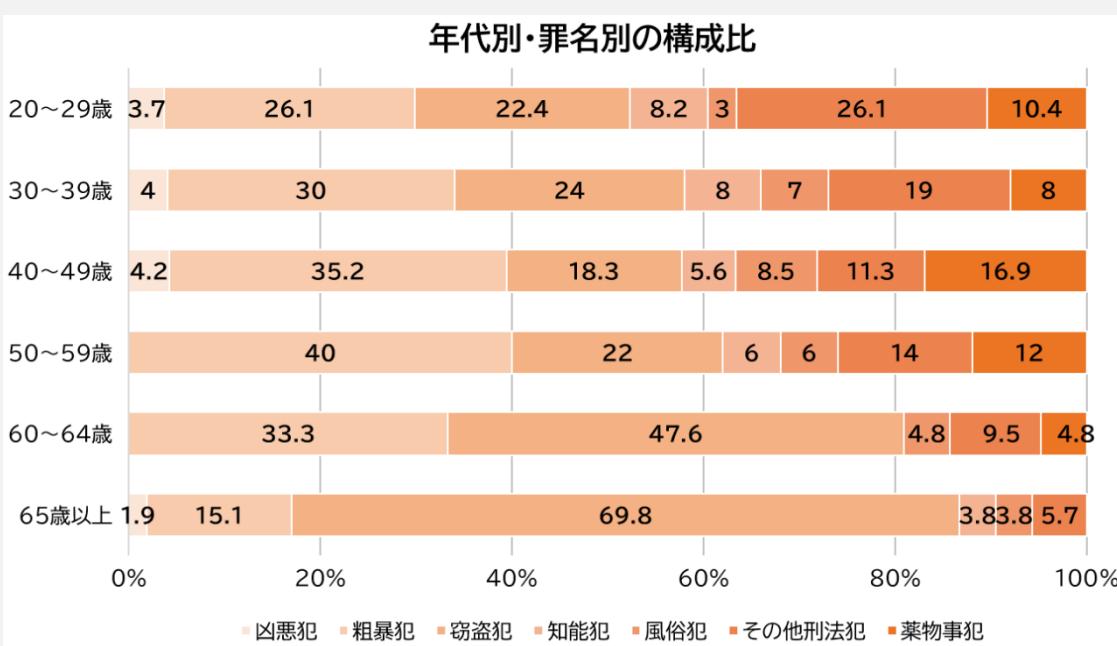
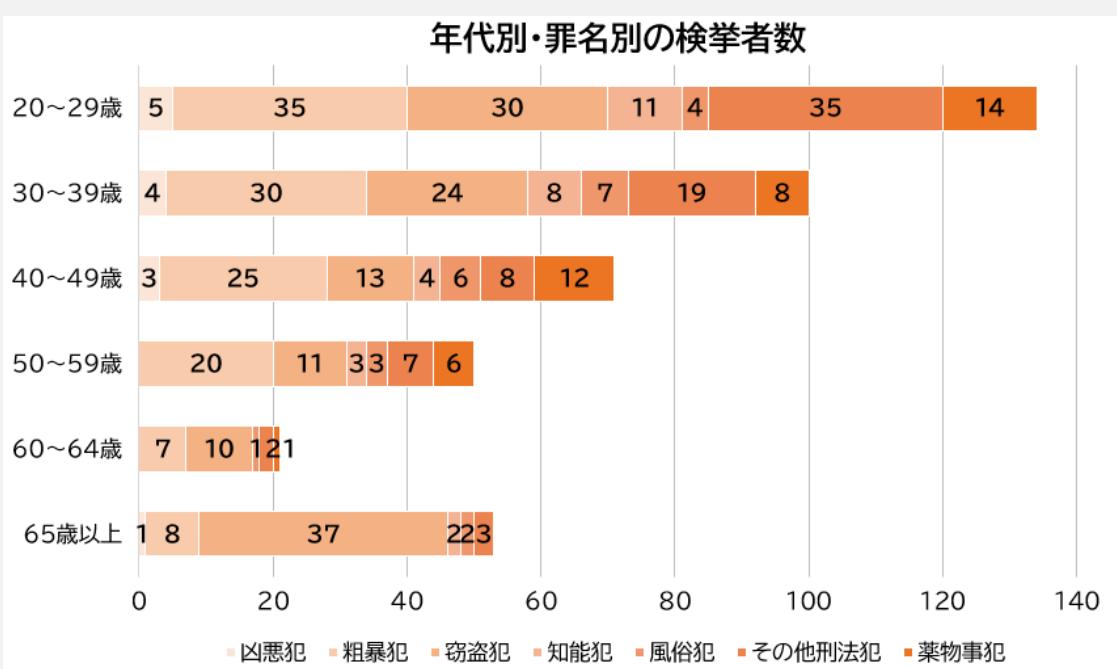
- 凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦等
- 粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝等
- 窃盗犯：万引き、空き巣等
- 知能犯：詐欺、横領、偽造等
- 風俗犯：公然わいせつ等
- その他刑法犯：公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等
- 薬物事犯：覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法違反

出典：法務省矯正局提供資料

注1 20歳以上の検挙者数のみで、少年の検挙者は含まない。

注2 中野区内警察署（中野署、野方署）が取り扱った件数である。

## 令和4年 年代別・罪名別の検挙者数及び構成比（中野区）

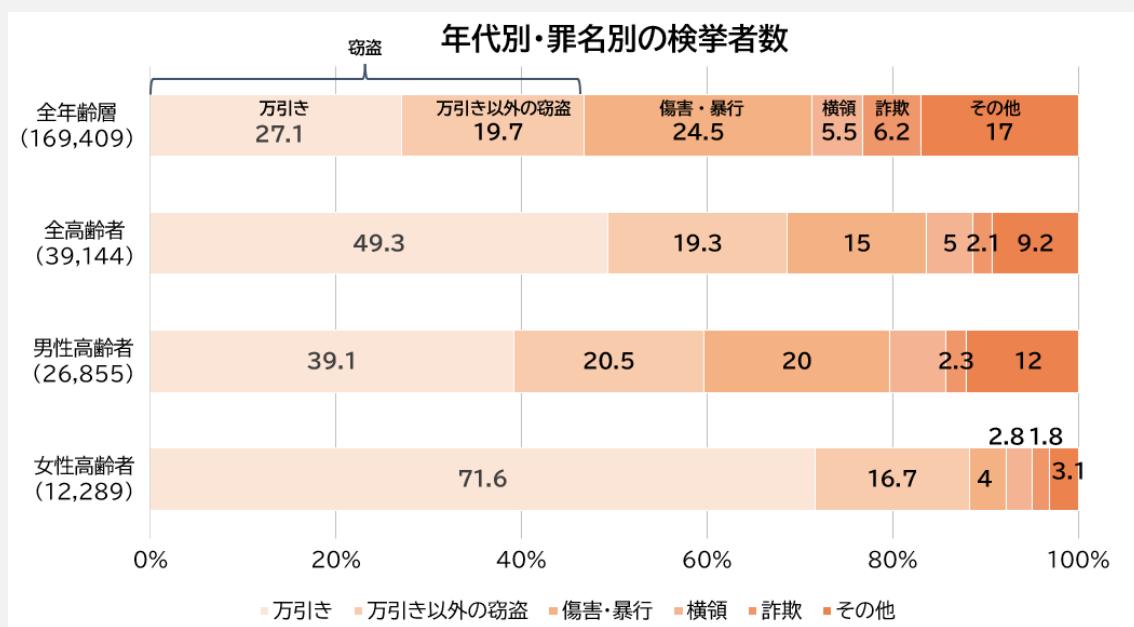
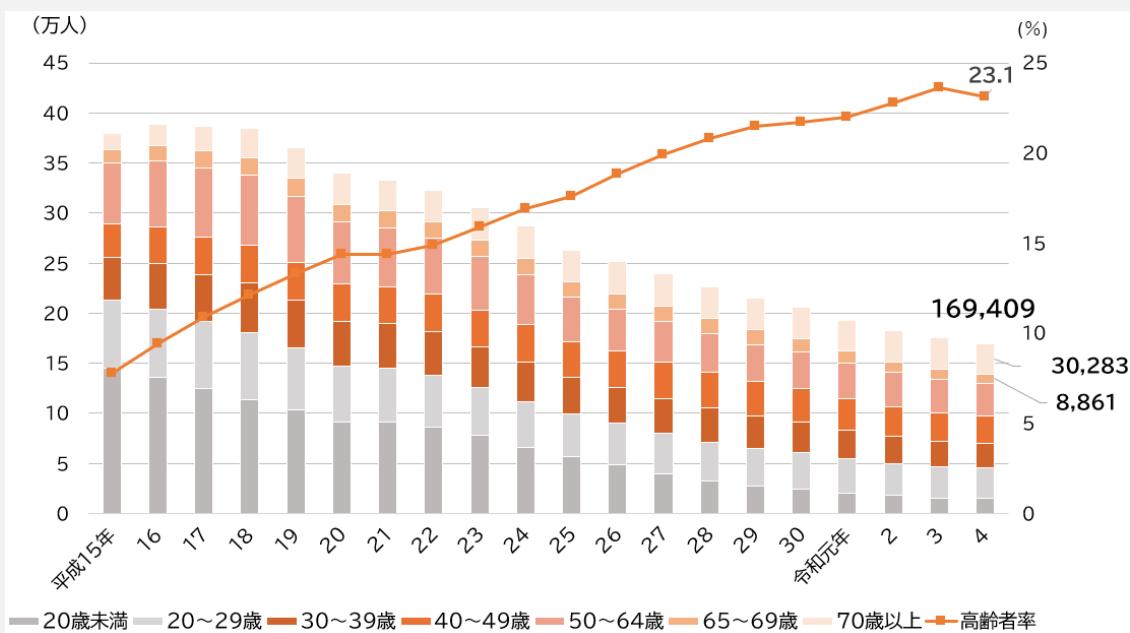


出典：法務省矯正局提供資料

注1 20歳以上の検挙者数のみで、少年の検挙者は含まない。

注2 中野区内警察署(中野署、野方署)が取り扱った件数である。

## 令和4年 刑法犯検挙者数中の高齢者率及び罪名別構成比



## 施策の内容

### 犯罪をした人等の個々の特性に応じた支援

#### ① 高齢者への支援

- 認知症やその疑いがある方とその家族に対して適切な支援が行えるよう、認知症の早期気づきにより、早い段階から支援できる体制づくりを進めるとともに、地域住民やNPO法人などが主催するオレンジカフェなどの取組を支援します。

【地域包括ケア推進課】



- 犯罪をした人等のうち特に配慮や支援を必要とする高齢者や障害者などが、円滑に必要な保健医療・福祉サービスを利用し、効果的な支援が受けられるよう、検察庁、矯正施設や保護観察所等が主催する処遇会議やケースカンファレンスなどに関係する区の職員等が出席し、区の保健医療・福祉サービスなどについて情報提供するとともに、情報を共有し、連携して立ち直りに必要な支援を行います。

【地域包括ケア推進課】



#### 【検察庁】

検察官を統括する法務省の機関です。

#### 【オレンジカフェ】

認知症の方やご家族、ご近所の方、専門職など、どなたでも気軽に立ち寄り利用できる集いの場です。コーヒーやお茶を飲みながら参加者同士の交流、情報交換をしています。

#### ② 障害のある人への支援

- 国は、犯罪や非行の背景として、発達等の課題がある場合もあり、適切な支援を受けていなかつたり、見過ごされてきたりする場合も少なくないとし、これらの状況に対応するための取組を進めています。区では、このような状況に配慮し、すこやか福祉センターや障害者相談支援事業所において、子どもから成人までを対象として、発達障害に関する相談を受けるにあたって、障害者地域自立生活支援センターなど関係機関とも連携しながら、一人ひとりの個性や特性、背景などを理解し、状況に応じた適切な支援を行います。

【地域包括ケア推進課】



### 【障害者地域自立生活支援センター】

在宅の障害のある方の自立と社会参加の促進を図るために、本人や家族からの相談、ピアカウンセリング等を総合的に行う施設です。

- 犯罪をした人等のうち特に配慮や支援を必要とする高齢者や障害者などが、円滑に必要な保健医療・福祉サービスを利用し、効果的な支援が受けられるよう、検察庁、矯正施設や保護観察所等が主催する処遇会議やケースカンファレンスなどに関係する区の職員等が出席し、区の保健医療・福祉サービスなどについて情報提供とともに、情報を共有し、連携して立ち直りに必要な支援を行います。(再掲)

【地域包括ケア推進課】

- 障害者が各自の希望に応じた働き方や働く場所を選択でき、安心して障害の特性や心身の状況に合わせて働き続けられるよう、障害者就労支援センターを中心として関係機関との連携を進め、障害の理解促進や、就労及び定着・生活支援を一体的に行います。

【障害福祉課】

#### 就労支援につながった件数（障害福祉課）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業団における障害のある人の就業相談の件数	2,682	552	1,781	1,308	1,302
就職者数 (事業団の支援により就職した人数)	63	50	55	57	58

出典：中野区資料



### 【障害者就労支援センター】

障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に支援するために、一般財団法人中野区障害者福祉事業団に委託して設置しています。



### 【入口支援】

刑務所に服役せず執行猶予になった刑事手続きを終えた高齢者又は障害のある人等に対し、検察庁や保護観察所、弁護士などから関係機関と福祉サービスにつなぐ支援です。

執行猶予になった高齢者又は障害のある人等、福祉的支援が必要な人に対しての支援のことです。

### 【出口支援（地域生活定着促進事業）】

刑務所などの矯正施設を出た人に対し法務省や地域生活定着支援センターなどと連携し、出所前から出所後まで直ちに福祉サービスにつなげる一貫した支援を行います。

刑務所を出た人を福祉につなげるなどし、更生するための環境を整えることです。

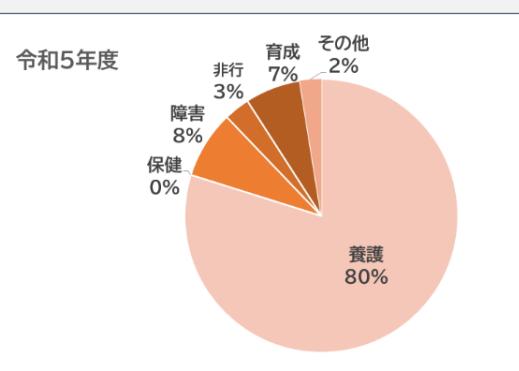
## ③ 若者への支援

- 児童相談所の相談支援の中で、複雑な課題に対応し、一人ひとりの特性や背景を理解し、状況に応じて適切に支援を行い、非行や児童虐待の再発防止を進めています。

【児童福祉課】

### 児童相談所相談件数

①相談件数	
令和4年度	1,426
令和5年度	1,538

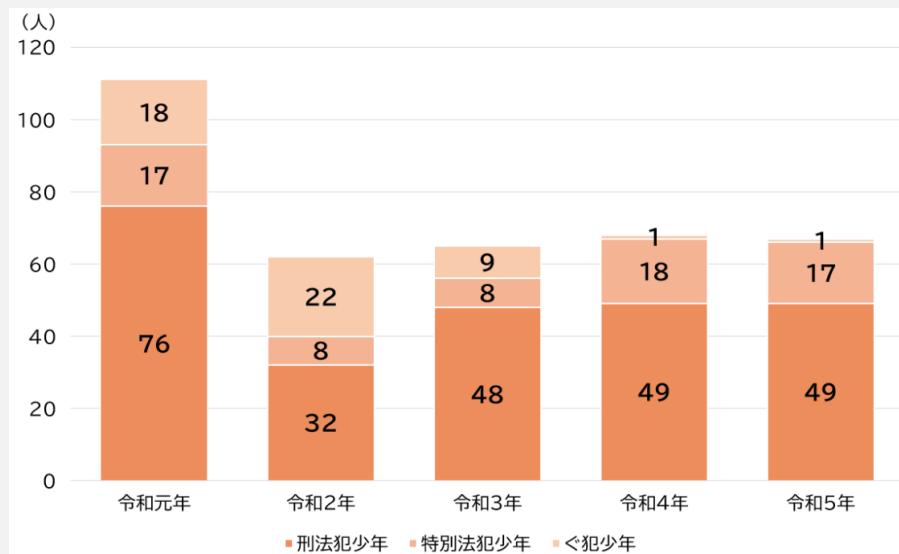


### ②相談内容

	養護	保健	障害	非行	育成	その他
令和4年度	1,112	3	115	32	127	37
令和5年度	1,228	0	123	47	101	39

出典：中野区資料

## 非行少年の検挙件数(中野区)



出典：警視庁提供資料

注1 中野区内警察署(中野署、野方署)が取り扱った件数である。

## ④ 犯罪をした人等が抱える複合的な課題に配慮した支援

●犯罪をした人や非行のある少年について、本人やその家族などの意向を尊重し、プライバシー・人権に配慮しつつ、すこやか福祉センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、介護サービス事業所、医療機関及び更生保護施設「敬和園」など地域の関係機関のほか、保護司や民生委員・児童委員などが適切に役割分担し、必要に応じて支援について検討を行う処遇会議やケースカンファレンスを行うなど連携・協力体制のもと、適切な支援を行います。

【地域包括ケア推進課】

●国は、虐待やドメスティックバイオレンス(DV)の被害体験、これらに起因する心的外傷や妊娠・育児の悩みなど心の問題が犯罪や非行の背景にある場合があるとし、これらの状況に応じた取組を進めるとしています。区では、このような状況に配慮し、相談を受けるにあたっては、一人ひとりが抱えている課題や特性、背景などを十分理解し、地域の関連機関と連携しながら、適切な支援を行います。

【企画課】

●区の各種相談において、複雑な課題に対応し、一人ひとりの個性や特性、背景を理解しながら状況に応じた適切な相談・支援をより効果的に行えるよう、必要に応じて専門的な相談や助言を医師などから受けられる体制を整えます。

【地域包括ケア推進課】

## 依存を有するものを支援する取組

### 現状と課題

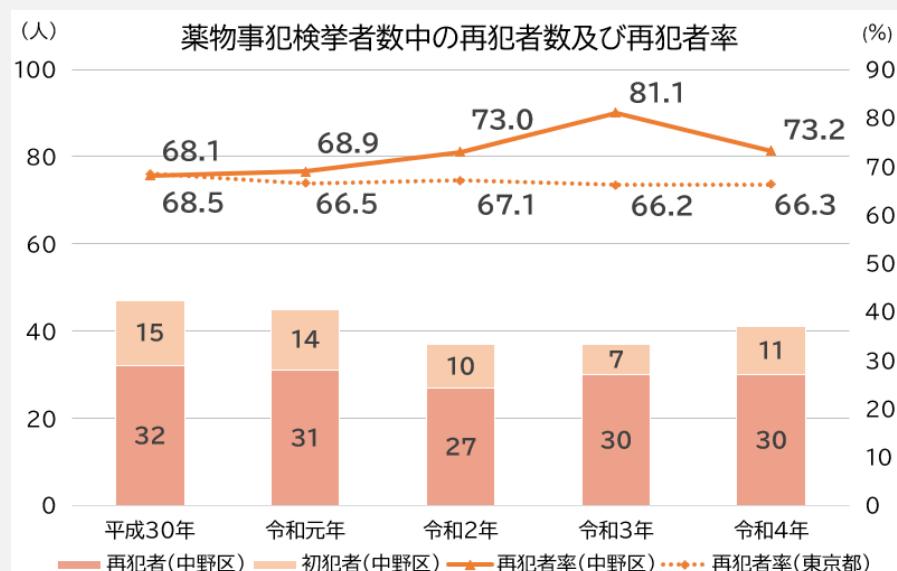
「令和5年版犯罪白書」によると、覚醒剤取締法違反による検挙人員は、令和元年より4年連続で1万人を下回り、令和4年は6,289人です。しかし、覚醒剤取締法違反の再犯者率は、令和4年(2022年)は69.2%と他の罪名と較べ相当高くなっています。

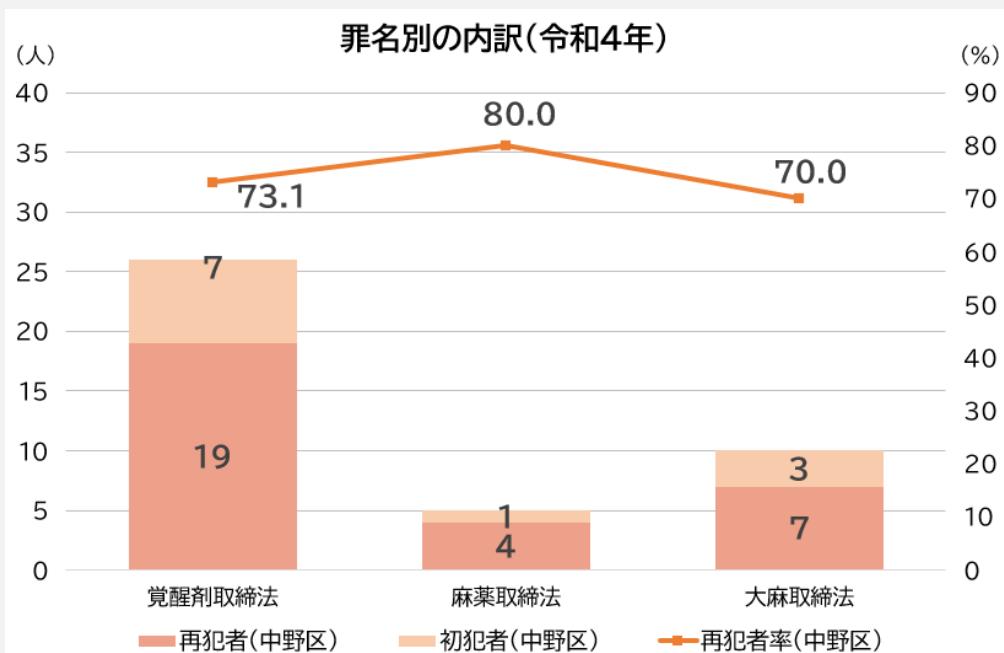
薬物事犯者の多くは、犯罪をした人等であると同時に薬物依存症の患者でもあります。薬物依存症からの回復には、指導だけでなく、継続的な治療・支援を受けることが必要となります。

刑の一部執行猶予制度の導入により、刑事施設内だけでなく、地域社会で薬物依存からの回復に努める人が増加しました。

また、薬物依存症からの回復には長い期間を要するため、依存症を抱える人に対して、地域社会において関係機関が連携し、途切れることのない継続的な息の長い支援を実施していくことが必要です。

薬物検挙者数中の再犯者数及び再犯者率（中野区）



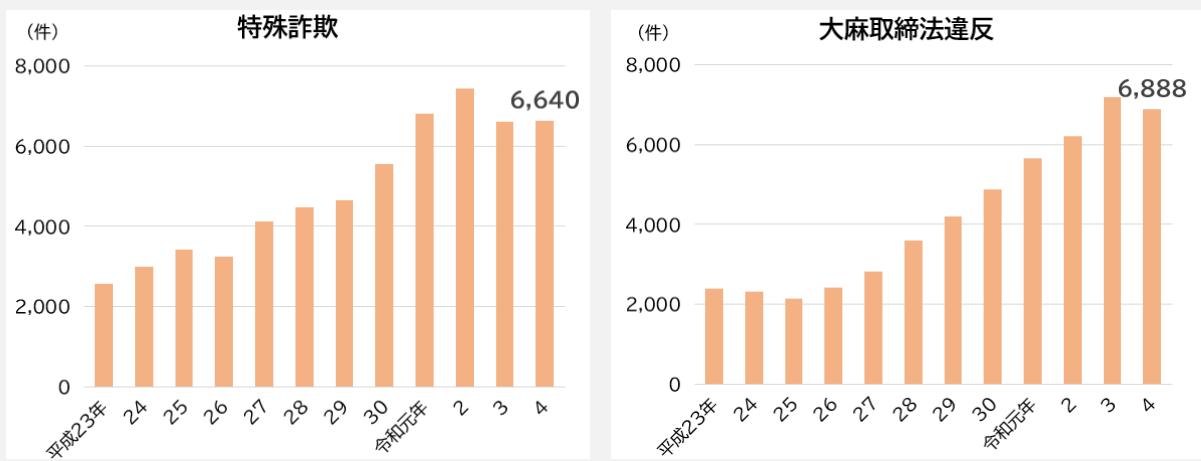


出典:法務省矯正局提供資料

注1 20歳以上の検挙者数のみで、少年の検挙者は含まない。

注2 中野区内警察署(中野署、野方署)が取り扱った件数である。

### 留意を要する犯罪類型（全国）



出典:令和5年版犯罪白書

### 令和5年度すこやか福祉センターの延べ相談件数

依存症		指導方法				計
		家庭訪問	面接相談	電話相談	その他相談	
依存症	アルコール	12	16	64	1	93
	薬物	0	1	4	0	5
	ギャンブル	0	4	14	0	18
計		12	21	82	1	116

出典:令和5年度保健師業務年報

## 施策の内容

### ① 薬物依存者の回復に必要な医療や相談・支援

- 犯罪をした人等のうち特に薬物依存者やその疑いがある人の相談・支援にあたっては、検察庁や矯正施設、保護観察所など刑事司法関係機関等と連携を図りながら相談に応じ、区の相談・支援の取組について関係機関や本人に情報提供し、必要な医療や福祉サービスに円滑につながるよう支援する取組を進めます。

【地域包括ケア推進課】

- すこやか福祉センターなどにおいて、薬物に依存する区民やその家族の相談・支援を行うにあたっては、一人ひとりの個性や特性、状況に応じた適切な支援が行えるよう、関係部署、医療機関や専門支援機関などと連携して取り組みます。

【地域包括ケア推進課】



#### 【刑の一部執行猶予制度】

裁判所が、3年以下の刑期の拘禁刑を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年間から5年間まで、執行を猶予することができるとする制度をいいます。

(平成28年6月施行)

### ② 薬物依存に関する理解の促進

- 学習指導要領にもとづき、小学校の体育科及び中学校の保健体育科をはじめとして、特別活動や道徳、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて、薬物乱用防止に関する指導を徹底します。

【指導室】

- 東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会が行う公立小中学校での薬物乱用防止教室、中学生の薬物乱用防止ポスターや標語作品の募集・表彰、地区まつりや帝京平成大学学園祭などの薬物乱用防止普及啓発活動などが円滑かつ効果的に行えるよう支援を行います。

【生活衛生課】

- 東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会と連携し、薬物依存に関する理解を深めるための情報発信を行います。

【生活衛生課】

### ③ 専門機関・団体との連携

- 国の「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、関係部署、関係機関・団体等が地域の薬物依存問題について認識を共有し、連携しながら治療や支援に取り組みます。

【地域包括ケア推進課】

- 薬物依存者に対して効果的な支援を行うため、保護観察所などが主催する会議等に参加するなど、関係機関と連携・協力しながら、取組を進めます。

【地域包括ケア推進課】



#### 【東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会】

地域に根ざした薬物乱用防止に関する啓発活動を行い、薬物乱用の根絶を図ることを目的としている。

中野区保護司会、中野区民生・児童委員協議会、中野区更生保護女性会、中野区青少年対策連絡会、中野区青少年補導連絡会、中野区青少年育成地区委員会、東京中野ライオンズクラブ、中野及び野方母の会、防犯協会等から推薦を受けた 15 名の指導員で構成される。

主な事業は、薬物乱用防止区民大会の開催、地区行事での普及啓発活動の展開、帝京平成大学学園祭とコラボレーションした普及啓発活動の展開、地域の団体や学校からの依頼による出張薬物乱用防止教室の開催など。

#### 【薬物依存のある刑務所出所者の支援に関する地域連携ガイドライン】

薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援に関し、関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を効果的に実施することができるよう、関係機関が共有すべき基本的な事項を定めるものです。

#### **④ 薬物以外の依存症の回復に必要な医療や相談・支援**

●すこやか福祉センターでは、経済的困窮や孤立につながりやすいギャンブル・アルコール依存症などの薬物以外の依存症についても、個々の依存状態に至る経過や特性をふまえて、現在の状況に応じた適切なサポートを行っています。保健師が必要時専門医相談も活用しながら相談を行うとともに、関係部署、医療機関及び自助グループ等と連携しながら、依存症患者やその家族への支援を行います。

【地域包括ケア推進課】



～逆転人生を演出する更生保護施設～

東京都更生保護協会敬和園施設長 山崎 孝之

敬和園は中野区江原町にある更生保護施設です。男子少年及び成人男性を受入れる定員 20 名の施設です。今年で事業開始してから 67 年目を迎えます。少年院や刑務所などを出て帰る場所がなかったり、起訴猶予等になっても行き場が無かつたりする人たちに宿泊場所と食事を提供し、ハローワーク等を通じて仕事の斡旋も行っています。通過型の施設で、ずっと滞在できるわけではありません。概ね 6 カ月程度在園している間に、自立して社会復帰を果たす人が多いです。

在園中には給料などの収入を保管金として預かり、アパート入居の際の初期費用や生活費となるよう金銭管理を実施しています。また SST(社会生活スキルトレーニング)やペップトークの講習を行い、退園後も再犯せずに生活できるようなきっかけづくりを行っています。過去に在園した人の中には、現在は弁護士として活躍している人もいます。

敬和園の運営には、中野区保護司会や中野区更生保護女性会など地域の更生保護関係者の皆様の多大な協力を得ています。特に令和 5 年から実施している「敬和園フェスティバル」には多くの地域の皆様が来園され、縁日や寄席を楽しんでいただいています。こうした催しは、敬和園を退園した後もつながりを保ち、地域での孤立を防ぐのに大きな役割を果たすと思います。

敬和園で生活する人達が、犯罪のあった過去から犯罪の無い未来へ逆転人生が歩めるよう、関係者の皆様にお力添えを頂きながら、施設長として今後とも微力を尽くしていきたいと思います。



～誰もがつながりを感じられるように～

東京保護観察所 保護観察官 田島 薫

中野区の皆様、法務省東京保護観察所の田島薫と申します。保護観察所では、犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行を起こすことがないよう、適切な処遇とともに地域社会の理解や協力を得て改善更生を促し、安全安心な地域社会を作る『更生保護』という刑事司法を担っております。

令和6年12月、中野区地域支えあい推進部地域活動推進課からお声掛けをいただきまして、鷺宮すこやか地域ケア会議に参加し、様々な関係機関や団体、民間関係者の方々と事例を通してやり取りをさせていただきました。

高齢化や多様な障害が顕在化する中、保護観察所においても保健医療や福祉サービスが求められる人も増えています。保護観察後に地域での支援が必要になることもあります、地域におかれでは、マンパワー等担い手の課題を抱えていることを、強く感じた会議でもありました。

令和7年度から始まる、第二次中野区再犯防止推進計画では、孤立・孤独対策が中野区オリジナルとして策定されています。孤立・孤独は犯罪に大きな影響を及ぼすものです。支援を必要とする人が孤立せずに、地域とのつながりを感じながら、より良い自立した日々を送るためには、関係者はもとより、地域の様々な方々の、時間を掛けた丁寧な関わりが大切になってくると思います。

昨今、コスパタイパという1つの考え方がありますが、様々な立場において、それぞれが時間を持ち寄り、支援を必要とする人に関わりを届ける、「時間のクラウドファンディング」のような意識を、多くの区民の方にご理解とご協力いただけるよう、まずは中野区と東京保護観察所が緊密な連携を取ることが第一歩と考えております。今回、すこやか地域ケア会議に参加させていただいたように、お互いを知り、理解を深めていく取り組みをさらに進めていきたいと思っております。



～中野区とともに～

公益財団法人矯正協会刑務作業協力事業部 調査役 中川忠昭

公益財団法人矯正協会は、明治21年に創立された「大日本監獄協会」に始まり、今年で137年を迎えます。

矯正協会刑務作業協力事業部は、刑務作業製品の売上額の一部をもって、犯罪被害者支援団体の活動を助成するとともに、受刑者の贖罪意識のかん養と刑務所作業提供事業に対する皆様の理解の増進を図るなどし、犯罪及び非行の防止に寄与しています。

現矯正会館は、平成14年新築工事竣工しました。そこには、「キャピックショップなかの」があり、刑務作業製品の販売を行っています。

販売製品は、大きいものでは御神輿にはじまり、小さなものでは、折り紙などお子様の玩具類もそろえて販売しております。そしてキャピック製品のヒット商品では、汚れ落としのスーパースター「ブルースティック」、「横浜刑務所で作ったパスタ」、「乾麵」など、お客様の日々の生活に関連するものまで取り揃えていますので、是非お越しください。

また、年2回(2月・7月)、中野区役所1階ロビーにおいて、刑務作業製品の即売会を開催させていただいているところです。発展を続ける中野区とともに矯正協会も頑張ってまいります。

# 地域づくり



I

## 民間協力者の活動の促進、

## 広報・啓発活動の推進等



### 民間協力者の活動を支援する取組

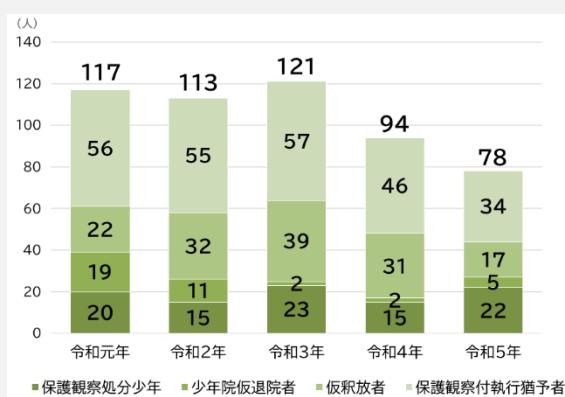
#### 現状と課題

犯罪をした人等の指導・支援、犯罪予防活動などにあたる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会などの更生保護ボランティアのほか、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組むボランティアなど、多くの方が、犯罪をした人等の再出発の支援や再犯防止のために活動しています。

しかし、こうした活動を推進するにあたっては、保護司をはじめとする民間ボランティアの成り手不足と高齢化、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が十分とはいえないなどの課題があります。

犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等が社会において孤立することのないよう、広く区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。しかし、犯罪事案が必ずしも身近でないため、再犯の防止等に関する取組は理解が得にくく、十分に認知されているとはいえない状況があります。

#### 保護司の保護観察年間取扱件数



#### 少年事件 (保護観察処分少年・少年院仮退院者)

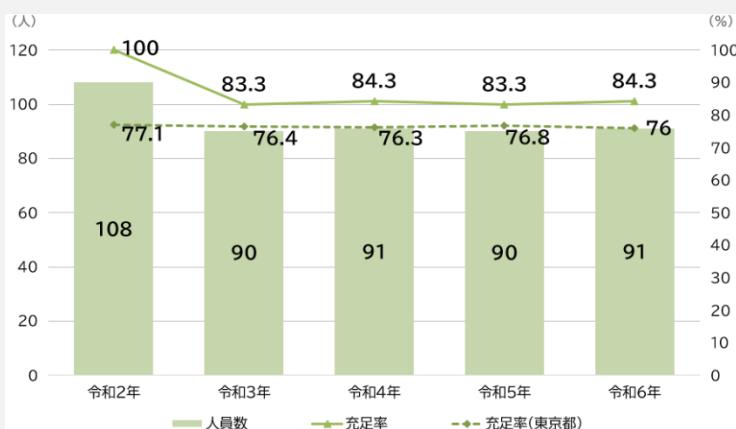
主な非行名	件数
窃盗	7
傷害	6
道路交通法違反	4
恐喝未遂	3
大麻取締法違反	2
詐欺、詐欺未遂	2
その他	3

#### 成人事件 (仮釈放者・保護観察付執行猶予者)

主な罪名	件数
覚醒剤取締法違反	20
窃盗	9
強制わいせつ	3
詐欺、詐欺未遂	3
麻薬及び向精神薬取締法違反	3
大麻取締法違反	2
その他	11

出典：東京保護観察所提供資料

## 保護司数・充足率(中野区)

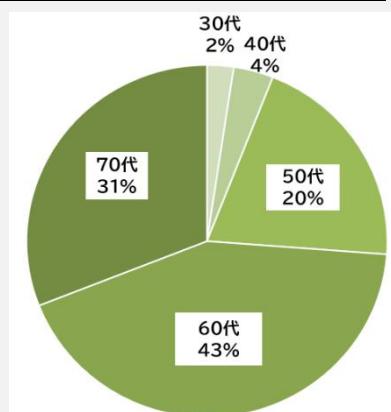


出典:東京保護観察所提供資料

注1 中野保護区の保護司定数 108

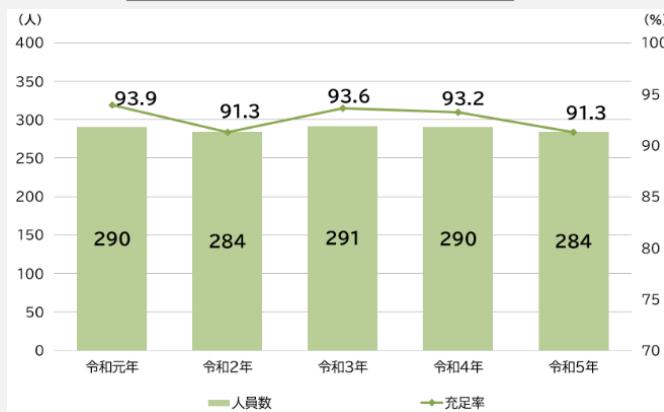
注2 各年1月1日現在の数値

## 保護司年代別割合(中野区)



出典:令和6年度中野区保護司会提供資料

## 民生児童委員数（中野区）



出典:中野区資料

## 施策の内容

### ① 更生保護ボランティア人材の発掘・確保の支援

- 更生保護活動への理解を促進し、協力者を得るために、区ホームページに再犯防止推進のページを設け、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの様々な活動を紹介します。

【地域活動推進課】

### ② 民間の支援者による活動の支援

- 保護司や更生保護女性会などが活動を円滑に行うために必要となる各種区政情報等の提供を随時行います。

【地域活動推進課】

- 保護司や更生保護女性会などの更生保護活動に対し、広報や会場の確保など、積極的に支援します。

【地域活動推進課】

- 地域の安全・安心に資する、町会・自治会等の地域団体が行う防犯パトロールや夜警などの防犯活動を支援します。

【防災危機管理課】

- 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、見守りを希望する人の名簿を町会・自治会に提供するなど、町会・自治会等が中心となって地域で行う見守り支えあいの活動を支援します。

【地域活動推進課】



#### 【保護司】

犯罪をした人等や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。

#### 【更生保護女性会】

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体です。

#### 【BBS会】

BBS(Big Brothers and Sisters)は、非行のある少年など様々な生きづらさを抱える子ども・若者に、兄や姉のような身近な存在として寄り添い、その一人ひとりが自分らしく前向きに生きていくことを支えていく青年ボランティアです。

#### 【民生児童委員】

地域の身近な相談相手として、支援が必要な区民を行政や関係機関等へつなぐ、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。

### ③ 再犯防止や更生保護に関する普及啓発

- 区ホームページの再犯防止推進のページにおいて、保護司、更生保護女性会やBBS会など更生保護ボランティアの活動の紹介、更生保護施設の役割等の紹介などについて、区民の理解が促進されるよう広報します。

【地域活動推進課】

- 保護司をはじめとする民間協力者や区内の関係機関・団体などと協働し、犯罪・非行防止や再犯防止への理解を深めるため、“社会を明るくする運動”を開催します。

#### 【地域活動推進課】



再犯防止推進事業講演会



社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式

## 2

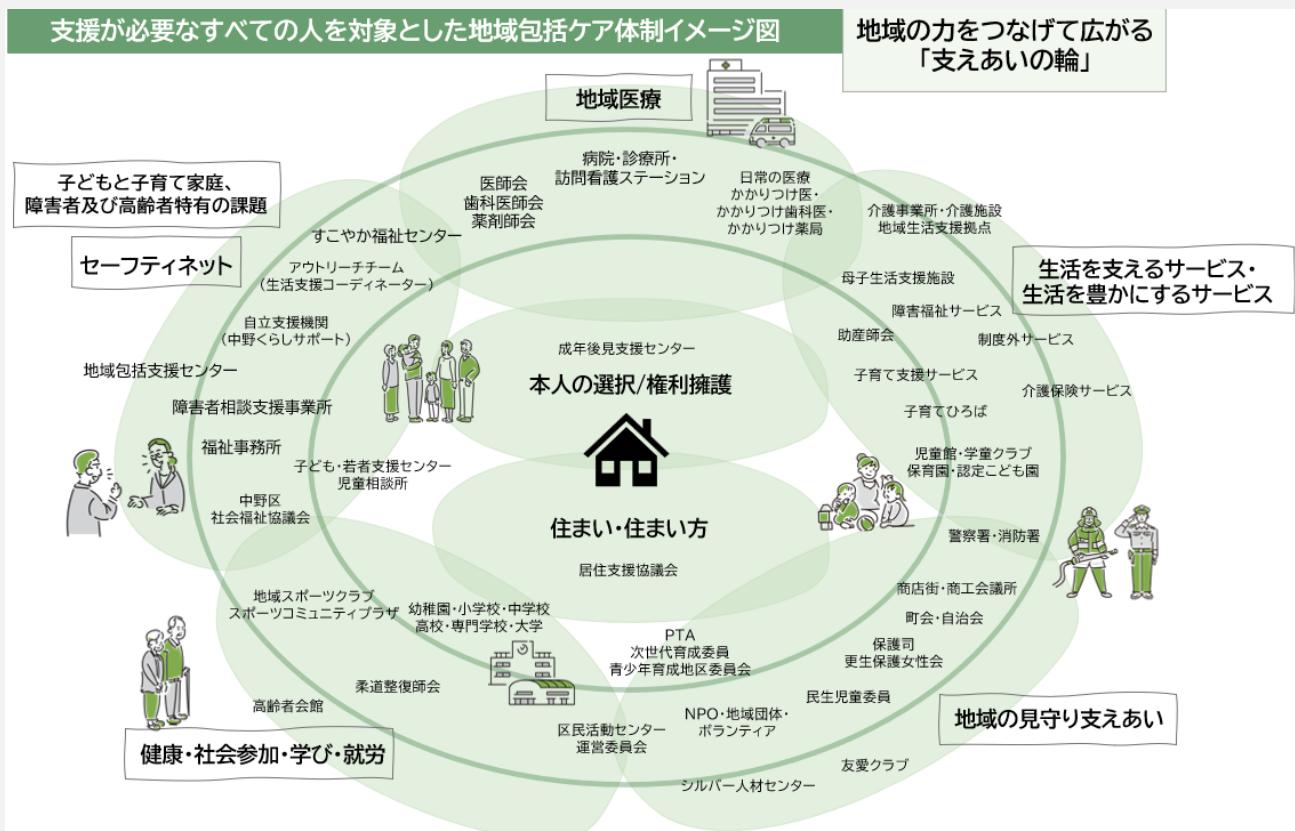
# 再犯防止のための連携体制の強化等



支援者、協力者間のネットワーク強化、ネットワークの輪を広げる

## 現状と課題

保護司は、保護観察所からの依頼を受け、保護観察官とともに、犯罪をした人等や非行のある少年が地域社会で生活するまでの必要な助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けます。必要に応じ、少年院や刑務所に収容されている時より、釈放後のスムーズな社会復帰に向けた生活環境の調整も行っています。また、犯罪をした人等や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪、非行を未然に防ぐため、“社会を明るくする運動”を通して、講演会、学校や地域との連携事業等を行い、犯罪予防活動を推進しています。更生保護活動を行う上で、地域の支援者と保護司がつながり、顔の見える関係を構築することが必要です。



参考:中野区地域包括ケア総合アクションプラン

注1 総合プランの計画期間は令和3年度(2021年度)から  
令和7年度(2025年度)までとする。

## 施策の内容

### ① 顔の見える関係性の構築

- 区ホームページの再犯防止推進のページにおいて、保護司、更生保護女性会やBBS会など更生保護ボランティアの活動の紹介、更生保護施設の役割等の紹介などについて、区民の理解が促進されるよう広報します。

【地域活動推進課】

- すこやか福祉センターで行っている地域ケア会議に、保護司も委員として参加し、町会・自治会関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の医療機関等との事例検討を通して、地域の支援者間の顔の見える関係を築いていきます。

【地域包括ケア推進課】

- “社会を明るくする運動”や再犯防止啓発月間などの取組を通して、保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と広く連携しながら更生保護や再犯防止などについて広く理解を得るための普及啓発を推進します。

【地域活動推進課】



社会を明るくする運動街頭啓発活動



#### 【社会を明るくする運動】

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、法務省が主唱する、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、7月が強調月間です。

- 7月の再犯防止啓発月間において、各種事業や広報誌、区ホームページ・SNS 上での情報発信などにより、再犯防止や更生保護の推進について集中的な広報活動を実施します。

【地域活動推進課】

- 再犯防止や更生保護の取組への理解を深め、関係部署間の横の連携を図るために、職員研修を定期的に実施します。

【地域活動推進課】



東京都「犯罪お悩みなんでも相談」事業を活用した研修

### 3

## 新たなまちづくりと連動した地域づくり

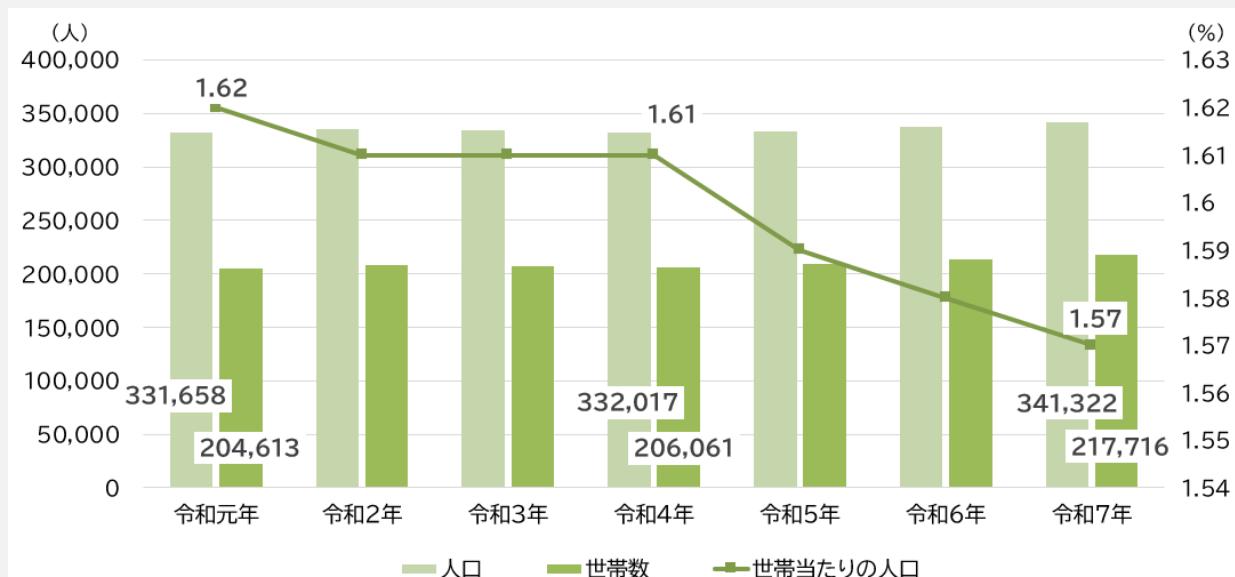


### ハード面、ソフト面からの取組

#### 現状と課題

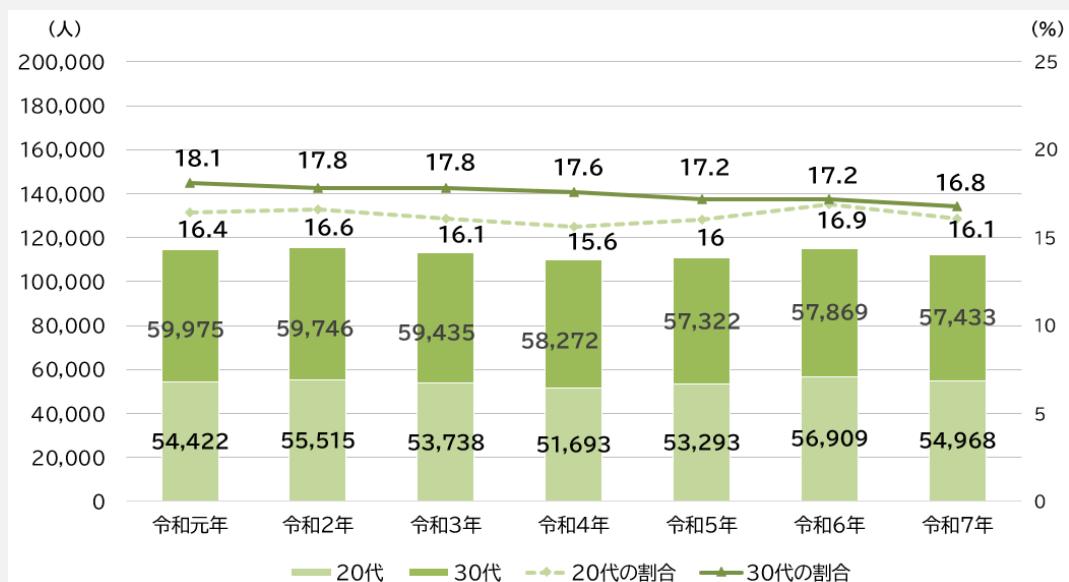
全国的に高齢者が増える中、中野区における65歳以上の高齢者の割合は20%をやや下回る水準で横ばい状態となっています。一方で、中野区は20~30代の若い単身者の転入・転出者が多い傾向が続いている。総人口に対する20~30代の割合はここ数年30~40%を占めています。若い単身世帯にとっては、地域でのつながりに関して必要性を感じていないこともあるようです。しかし、突然災害が発生した際、地域での共助や日常の防犯対策については、我が身を守る意味でも日頃から地域とのつながりが大切であることは言うまでもありません。単身世帯は地域情報の弱者とも考えられ、地域でつながりを作るきっかけが見つけられず、孤立しやすい傾向にもあります。日常生活の中での緩やかなつながりから地域コミュニティに参加できるようなきっかけづくりが必要です。また、現在行われている、中野区の駅周辺再開発に伴い、大手企業の進出や高層マンションの建設などによる人口増加が想定されます。そのため、住民や企業が地域コミュニティを身近なものと捉えられるような基盤を形成する必要があります。

#### 人口及び世帯数（中野区）



出典：中野区資料  
注1 各年1月1日現在

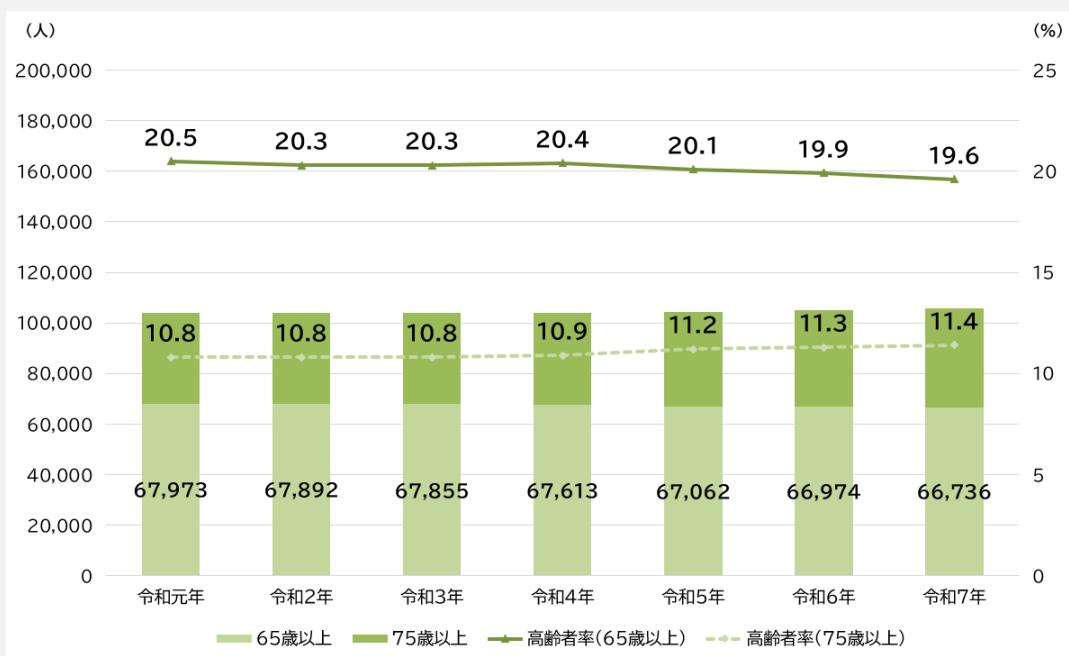
## 年代別（20代、30代）



出典：中野区資料

注1 各年1月1日現在

## 年代別（65歳以上、75歳以上）



出典：中野区資料

注1 各年1月1日現在

## 施策の内容

- 保護司が安心できる環境のもと、対象者との面接が行えるよう区役所等の相談室を貸出します。

【地域活動推進課】



区役所新庁舎内相談室

- 毎年、区職員と、保護司、民生児童委員等の地域団体間の関係構築と、情報や課題を共有するための支援者間研修会を行います。

【地域活動推進課】



支援者間研修会

- すこやか福祉センターで行っている地域ケア会議に、保護司も委員として参加し、町会・自治会関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の医療機関等との事例検討を通して、地域の支援者間の顔の見える関係を築いていきます。(再掲)

【地域包括ケア推進課】



すこやか地域ケア会議

- 中野区地域包括ケア推進パートナーシップ(NIC+)協定を通じ、区 SNS 等を活用した広報支援や、フィールド提供を行うことで支援します。(再掲)

【地域包括ケア推進課】

- 保護司会、更生保護女性会と連携して行っている、“社会を明るくする運動”強調月間のキャンペーンにおいて、犯罪被害者等支援事業と連動し展開を図ります。また、保護司人材の輩出や保護司活動への協力を企業に求めるとともに、協力企業に対する表彰を検討する等して、区民・企業の一層の意識啓発を図ります。

【地域活動推進課/福祉推進課】

- 地域における様々な居場所づくりが活発になるよう、地域活動団体への活動の場の提供や広報支援、事業への助成のほか、活動に関する相談支援等を行います。

【地域活動推進課】



チャレンジ基金公開プレゼンテーション



地域での様々な活動を日付ごとに紹介



## ～ある保護司の想い～

中野区保護司会 副会長 真先 薫

私は保護司として、保護観察対象者が心身の平穏と堅実な生活を保ってくれるように願いながら毎月数回の面談をしている。今のところ本人の努力で特に問題はないものの、時には職場での人間関係や日々の生活の中から喜怒哀楽が垣間見える。本人にとって辛い時も嬉しい時も一緒にありたいと思うが、状況によっては別の立場から想うこともある。被害者やその家族、本人の家族、職場の雇い主・同僚、そして本人の求める将来の自分自身の姿、こうした人々は今この本人をどのように見ているのだろうか。笑顔であってほしい。

## ～温かいまなざしで～

中野区保護司会 副会長 高橋恵美子

保護司は、犯罪や非行をした人たちに、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動を行っています。

また、”社会を明るくする運動”を中心とした地域住民や関係機関と連携した地域活動にも取り組んでいます。中野区では従来10の分区で、顔の見える関係の中、きめ細やかな活動をしてきました。

地域の一人ひとりの思いやりのある温かいまなざしが、誰もが暮らしやすい社会づくりにつながると考え、その広がりをめざし保護司は活動しています。

## ～中野区更生保護女性として出来ること～

中野区更生保護女性会 会長 田中 恵美子

更生保護女性会は、更生保護に協力する女性のボランティア団体です。中野区では、地域とのつながりを大切にしながら、さまざまな活動を行っています。

たとえば、今年で3回目となる敬和園フェスティバル(ミニ縁日)は、地域の方々に施設を知つていただくことを目的に開催され、年々親子連れの参加が増えています。昨年は多くの親子がゲームや工作を楽しみ、焼きそばやフランクフルトを手に笑顔で帰られる様子が印象的でした。また、南中野地区祭りでは10年にわたりキャピック製品を販売し、「買うことが入所者の更生支援につながる」との想いで活動を続けています。今では地域に定着し、多くの方にご理解をいただいているです。

今後も女性ならではの視点を生かし、関係団体と連携しながら再犯防止に努めてまいります。



～誰もが安全・安心に、自分らしく生きられる街を願って～

全国更生保護法人連盟理事長・日本BBS連盟会長・保護司 今福章二

全国の市町村(特別区を含む)の半数弱が、地方再犯防止推進計画の「第一次」さえ未策定である中、中野区がいち早く「第二次」計画をスタートさせたことは大いに評価されるべきで、関係者のご努力に敬意を表します。

各地の計画には、地域の特色や独自性が薄い例も散見されますが、中野区の場合は、孤独・孤立対策/犯罪・非行予防/犯罪被害者等支援を相互に関連付けた具体的な取り組みを積み上げ、「新たな被害者を生まず、中野区民誰しもが安全・安心に暮らせる街づくり」をプランニングしている点がとても斬新です。

人とのつながり/居場所/出番を一体的に重視する理念も明確です。自分一人の努力だけではどうにもならないという現実があります。立ち直りの分野でもそれは同じで、一緒に取り組む地域社会側からのイニシアチブが欠かせません。この点、保護司、更生保護施設、更生保護女性会員、BBS、協力雇用主など更生保護ボランティア関係者が、上記の目的のために孤軍奮闘してきたのがこれまでのスタイルでした。しかし、近年、自己責任を過度に求める風潮を背景に、その活動環境は厳しさを増すばかりです。

これからは違います。互いに気にかけ合い、けつまづいても必ずや再び立ち上がるのを応援するコミュニティを創るために、区民一人ひとりが我が事として関わるための道筋が今回の計画によって明らかにされたからです。

本計画の下で、具体的なアクションを起こし、軌道修正しながら充実させる、未来につながるプロセスを、今後とも区民・関係者・区当局が歩みを揃わせて発展させていくことを期待しています。



～見守り、支えあい、立ち直りを応援するまち中野～

民生児童委員協議会会長 大浦 厚子

民生児童委員として出来る事は、自分たちの町で安心・安全な「共生できる地域づくり」をすることと思っています。身近な地域で万引きなどの犯罪を起こしてしまう高齢者がどなたなのかを私達民生児童委員は知ることは出来ませんが、高齢者訪問調査を続け、日々の声掛けを行うことで犯罪抑止・再犯防止に繋げることは可能です。また、私たちは地域にある更生保護施設「敬和園」の歴史や概要を知り、そこで働く人の思いに寄り添い、考え、会長協議会では全国に52か所ある少年鑑別所の一つ福島少年鑑別所、法務少年支援センター福島を見学し鑑別所における少年への観護処遇の必要性についても深く理解することができました。様々な更生保護活動を知ることで例年町ぐるみで行っている“社会を明るくする運動”的な重要性を改めて実感しました。

# 資料編

I

## 再犯防止推進法(概要)

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようとする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

## 2

# 孤独・孤立対策推進法(概要)

## 趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、  
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

## 概要

### 1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

### 2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

### 3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

### 4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

## 施行期日

令和6年4月1日

## 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルアなど、世帯全体が孤立している状態にみられるなど）
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や複数への対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けたための経費控除に係る事務負担が大きい。
  - このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

### 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組をかしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくり**に向けた**支援を一體的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について、一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

→ 令和3年4月1日施行



## 4

# 中野区犯罪被害者等支援条例

中野区犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、中野区(以下「区」という。)における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を保護し、区民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)犯罪等犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。

(2)犯罪被害者等犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。

(3)区民等区内に住所を有する者、区内に存する事業所若しくは事務所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者又は区内で事業活動を行うものをいう。

(4)二次被害犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。

(5)再被害犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

(6)関係機関等国、東京都、警察、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念とする。

(1)犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮すること。

(2)犯罪被害者等の置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、必要とされる支援を途切れることなく行うこと。

(3)犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう支援するとともに、二次被害及び再被害の発生の防止に配慮すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に係る施策を策定し、及び実施するものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう努めなければならない。

(犯罪被害者等の支援に係る施策の実施)

第6条 区は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1)犯罪等に起因する経済的負担の軽減のための支援に関すること。

(2)犯罪等に起因して日常生活又は社会生活を営むことが困難となった者に対する支援に関すること。

(3)犯罪等に起因する精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するための支援に関すること。

(4)犯罪等に起因する法律問題の解決に向けた支援に関すること。

(5)犯罪等に起因して従前の住居に居住することが困難となった場合における転居等に係る支援に関すること。

2 区は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪等により害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じる窓口を設置し、必要な情報の提供、助言

及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

3 区は、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく受けとめることができるよう関係機関等との連携及び協力を行うものとする。

4 区は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが適当でないと認めるときは、当該犯罪被害者等の支援を行わないものとする。

(犯罪被害者等の支援を行う人材の養成)

第7条 区は、犯罪被害者等の支援の充実を図るために、犯罪被害者等の支援を行う人材を養成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(区民等への広報等)

第8条 区は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、区民等が理解を深めることができるように広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 5 住宅セーフティネット法(概要)

### 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律 【令和6年5月30日成立、同年6月5日公布、令和7年10月1日施行】

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、  
要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備  
【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】
- 終身建物賃貸借(※)の利用促進
    - ※ 賃借人の死亡時まで更新がない、  
死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借
    - ・ 終身建物賃貸借の認可手続を簡素化  
(住宅ごとの認可から事業者の認可へ)
  - 居住支援法人による残置物処理の推進
    - ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、  
**居住支援法人の業務**に、入居者からの委託に基づく  
残置物処理を追加
  - 家賃債務保証業者の認定制度の創設
    - ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)  
を国土交通大臣が認定
    - ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による  
要配慮者への保証リスクの低減
  - 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

### 2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う 賃貸住宅の供給促進 【住宅セーフティネット法】

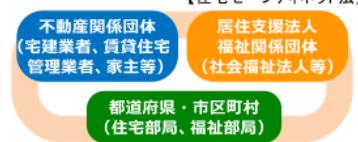
- 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設  
※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
  - ・ **居住支援法人**等が、要配慮者のニーズに応じて、  
安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行なう住宅  
(居住サポート住宅)の供給を促進  
(市区町村長(福祉事務所設置)等が認定)
  - ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、  
**住宅扶助費(家賃)**について**代理納付**(※)を原則化  
※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、  
特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
  - ⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証**を原則引受け



### 3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化 【住宅セーフティネット法】

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による**居住支援協議会**(※)設置を**促進**(努力義務化)し、住まいに関する  
相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した  
地域における総合的・包括的な**居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体



# 支援窓口一覧



## 01 若者に関する相談

中野区子ども・若者支援センター(愛称:みらいステップなかの)	
総合相談	03-5937-3257
児童虐待相談	03-5937-3289
若者相談	03-5937-3271
就学相談	03-5937-3238
東京都若者総合相談センター (若ナビα)※非行相談も可	03-3267-0808

## 02 心身の不調、孤立に関する相談

中野区保健所	03-3382-6661
中部すこやか福祉センター	03-3367-7788
北部すこやか福祉センター	03-3389-4321
南部すこやか福祉センター	03-3382-1750
鷺宮すこやか福祉センター	03-3336-7111

## 03 犯罪の被害にあわれた方やそのご家族のための相談窓口

犯罪被害者等相談支援窓口	03-3228-5713
--------------	--------------

#### 04 就労に関する相談

ハローワーク新宿	03-5325-9593
東京しごとセンター	03-5211-1571
東京コレワーク関東	0120-29-5089
※協力雇用主をサポートする機関	

#### 05 住居に関する相談

TOKYO チャレンジネット	03-5155-9501 (代)
中野くらしサポート	03-3228-8950
都市基盤部 住宅課	03-3228-5564

#### 06 障害者の就労に関する相談

障害者就労支援センター (一般財団法人中野区障害者福祉事業団)	03-3388-2941
------------------------------------	--------------



## 第二次中野区再犯防止推進計画

7中地地第1428号(令和7年(2025年)8月発行)

中野区 地域支えあい推進部 地域活動推進課 地域自治推進係  
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号  
電話 03-3228-8921(直通) FAX 03-3228-5620  
E-mail [tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp)

